

埼玉県議会時報

No.281 / 令和3年4月臨時会・5月臨時会・6月定例会 — 埼玉県議会事務局

 彩の国 埼玉県



目 次

4 月臨時会（4 月 1 日開催）

4 月臨時会のあらまし	1
4 月臨時会の経過	2
議席一覧表・会派構成・正副議長	4
委員会委員名簿	5
知事提案説明	8
説明者一覧	9
委員長報告	10
議案の審議結果（知事提出議案）	12

4 月臨時会（4 月 19 日開催）

4 月臨時会のあらまし	13
4 月臨時会の経過	14
新議員紹介	17
議席一覧表・会派構成・正副議長	18
委員会委員名簿	19
知事提案説明	22
説明者一覧	23
委員長報告	24
議案の審議結果（知事提出議案）	27

4 月臨時会（4 月 27 日開催）

4 月臨時会のあらまし	28
4 月臨時会の経過	29
議席一覧表・会派構成・正副議長	32
委員会委員名簿	33
知事提案説明	36
説明者一覧	37
委員長報告	38
議案の審議結果（知事提出議案）	40

5 月臨時会（5 月 11 日開催）

5 月臨時会のあらまし	41
-------------	----

5月臨時会の経過	42
議席一覧表・会派構成・正副議長	45
委員会委員名簿	46
知事提案説明	49
説明者一覧	50
委員長報告	51
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	53
5月臨時会（5月31日開催）	
5月臨時会のあらまし	55
5月臨時会の経過	56
議席一覧表・会派構成・正副議長	59
委員会委員名簿	60
知事提案説明	63
説明者一覧	64
委員長報告	65
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	68
6月定例会	
6月定例会のあらまし	72
6月定例会会期日程	73
6月定例会の経過	74
議席一覧表・会派構成・正副議長	83
委員会委員名簿	84
知事提案説明	87
説明者一覧	90
質疑質問	91
委員長報告	100
議案の審議結果（知事提出議案、議員提出議案）	117
請願の審査結果	132
陳情受付状況	133
閉会中における特定事件一覧表	134
議会日誌	136
請願案内・傍聴案内	

4月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年4月臨時会について、御報告いたします。

令和3年4月臨時会を4月1日(木)に開催しました。知事から議案2件が提出され、審議の上、採決を行いました。

その結果、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の中期計画の認可について」1件を原案どおり可決、「専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例等の一部を改正する条例）」1件を承認しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の3月29日(月)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

4月臨時会の経過

3月29日（月）

議 運 日 誌



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午前9時29分開会

- 4月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事から説明。
- 4月臨時会の会期予定は、4月1日(木)の1日間とすることを了承。
- 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、4月臨時会会期中の対応として申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

(1) 本会議における対応

議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、マスクの着脱を可能とする。

(2) 委員会における対応

おおむね1時間ごとに窓及びドアを開放し、換気する。

午前9時36分閉会

第1日〔4月1日（木）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時29分開会

- 4月臨時会の付議予定議案について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。
 - 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - 質疑時間は1人5分以内
 - 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - 発言順序は多数会派順
 - 発言通告書の提出期限は、知事の提案説

明終了後の休憩中速やかに

- 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前9時34分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年4月臨時会は、午前10時1分に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

加藤 繁 議会事務局長

高柳 三郎 副知事

工藤 由起子 公安委員会委員

小野寺 亘 総務部長

真砂 和敏 県民生活部長

安藤 宏 危機管理防災部長

板東 博之 産業労働部長

北田 健夫 県土整備部長

村田 暁俊 都市整備部長

穴戸 佳子 会計管理者

北島 通次 公営企業管理者

矢島 謙司 監査事務局長

新里 英男 労働委員会事務局長

が就任の挨拶を行った。

次に、

69番 梅澤 佳一 議員

70番 中屋敷 慎一 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 2月定例会において可決した意見書の処理結果
- 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 現金出納検査結果（令和3年2月分）
- 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案2件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時22分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午前11時9分再開

1 知事提出議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 16番中川浩議員（改革）が第83号議案に対する質疑を行う。

イ その他の議案に対する質疑はない。

(2) 付託表のとおり、総務県民生活委員会及び福祉保健医療委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時11分休憩

〔本会議〕

午前11時51分、本会議が再開され、知事提出議案（第82号議案及び第83号議案）に対する質疑に入り、第83号議案に対して16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第82号議案及び第83号議案が総務県民生活委員会及び福祉保健医療委員会に付託され、午前11時55分、再度休憩した。

〔委員会〕

本会議休憩中、第82号議案及び第83号議案の審査のため、総務県民生活委員会及び福祉保健医療委員会が開かれた。

議 運 日 誌（第3回）

午後3時59分再開

1 各常任委員会の審査結果を確認。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後4時1分休憩

〔本会議〕

午後4時15分、本会議が再開され、まず、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第82号議案及び第83号議案が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

横川 雅也 総務県民生活委員長
岡田 静佳 福祉保健医療委員長
が順次登壇した。

ここで、会議時間の延長が行われ、午後4時22分、再度休憩した。

議 運 日 誌（第4回）

午後4時44分再開

1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。

2 知事提出議案について

(1) 討論はないことを確認。

(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第82号議案及び第83号議案	各党派、無所属とも原案可決・承認に賛成

3 今後の議事日程を確認。

午後4時45分閉会

〔本会議〕

午後4時59分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件

承認 1件

と決定され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後5時1分、令和3年4月臨時会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時22分休憩

午前11時51分再開 午前11時55分休憩

午後4時15分再開 午後4時22分休憩

午後4時59分再開 午後5時1分閉会

出席議員89人 欠席議員1名

（令和3年4月1日現在在職議員90人）

■ 会 期

4月1日(木) 1日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 2件

原案可決 1件

承認 1件



議席一覽表

(3.4.1現在)



演壇

会派構成

自由民主党	49人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	90人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(3.4.1 現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		石川 忠義 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐74-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐74-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	山口 京子 (自 民)
		白根 大輔 (駐74-74)
		杉田 茂実 (県 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		東間亜由子 (駐74-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
小島 信昭 (自 民)		

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-7ム) 杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-7ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-7ム)
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-7ム) 本木 茂 (自 民)	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-7ム) 欠
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-7ム) 浅井 明 (自 民) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-7ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-7ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 東間 亜由子 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野 目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 欠	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷 慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤 圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原 かづえ (共産党) 日下部 伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷 慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

まず、第82号議案は、地方税法等の一部改正に伴い、埼玉県税条例等の一部を令和3年3月31日付けで改正する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただいたことについて、承認を求めるものでございます。

次に、第83号議案「地方独立行政法人埼玉県立病院機構の中期計画の認可について」でございます。

埼玉県立病院機構に関しましては、令和2年2月定例会において、同機構の定款等について、また、同年12月定例会では、同機構の中期目標等について御議決をいただくなど、4月1日の設立に向けた準備を進めてまいりました。

本日、埼玉県立病院機構を設立し、新たに循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センターの4つの病院は、同機構が運営することとなりました。

このたび、埼玉県立病院機構から中期目標を達成するための計画である中期計画が提出されましたので、地方独立行政法人法の規定に基づき、同計画を認可するに当たり、あらかじめ議決を求めるものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

4月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	今井真弓
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

委員長報告

[目 次]

	頁
常任委員会	
総務県民生活	10
福祉保健医療	10

総務県民生活 委員長報告



委員長 横川 雅也

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第82号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「今回の条例改正により、今年度の県税収入への影響額は、どの程度見込まれるのか。また、令和3年度当初予算の県税収入には、その影響額を反映しているのか」との質疑に対し、「15億6千万円の減収を見込んでいる。これは、全て自動車税の環境性能割に関するもので、環境性能に応じて定める税率の適用区分の見直しが増収要因となる一方、自家用乗用車の取得時に税率を1%分軽減することが主な減収要因となっている。なお、令和3年度当初予算には、この影響額を反映している。また、税率を軽減する特例措置の適用期限延長の影響が一番大きい。この減収分については、全額国費で補填されることとなっている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



委員長 岡田 静佳

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第83号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県立病院機構が定めた中期計画では、計画期間中に経常収支を均衡させるとしているが、どのように達成していくのか」との質疑に対し、「この中期計画は、各病院と病院機構本部が一体となって定めたものである。まず、収益については、経営の効率化を進める中で、新規患者数や手術件数をどれだけ増やすことができるのか検討した。次に、費用については、後発医薬品の導入や共同購入対象品目を拡大するとともに、委託業務に複数年契約や複合契約など多様な契約手法を取り入れることにも取り組む。さらに、経常収支の均衡を達成するために、地方独立行政法人のメリットである独自性や柔軟性を生かしつつ、県立病院が持つ人材と設備を最大限に活用していく」との答弁がありました。

次に、「地方独立行政法人化を機に、合理化や効率化を理由として、小児科や救急医療などの不採算医療を中止するなど、県立病院の医療サービスが低下することはないか。また、新型コロナウイルス感染症の患者の受入れを拒否することはないか」との質疑に対し、「県立病院は、高度専門医療を提供するとともに、政策医療や不採算医療を行うことが使命である。地方独立行政法人となっても、県立病院としての県民に対して果たすべき役割が変わることではないので、医療サービスが低下することはない。また、新型コロナウイルス感染症への対応について、地方独立行政法人化後も災害や公衆衛生上の重大な危害が生じた事態においては、知事からの要請に応えしっかりとその役割を果たしていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

知事提出議案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
82	専決処分の承認を求めること について（埼玉県税条例等の 一部を改正する条例）	地方税法等の一部改正に伴い、緊急に埼玉県 税条例等を改正する必要が生じ、埼玉県税条 例等の一部を改正する条例を専決処分したこ とについて、地方自治法第179条第3項の規 定に基づき承認を求めるものである。	承 認
83	地方独立行政法人埼玉県立病 院機構の中期計画の認可につ いて	地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に 伴い、地方独立行政法人法第26条第1項の規 定により、同法人の中期計画を認可すること について、同法第83条第3項の規定に基づ き議決を求めるものである。	原案可決

4月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年4月臨時会について、御報告いたします。

令和3年4月臨時会を4月19日(月)に開催しました。知事から議案1件が提出され、審議の上、採決を行いました。

その結果、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)」1件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の4月16日(金)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

4月臨時会の経過

■ 4月16日（金）

議 運 日 誌



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午後2時30分開会

- 1 4月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 4月臨時会の会期予定は、4月19日(月)の1日間とすることを了承。
- 3 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、4月臨時会会期中の対応として申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

(1) 本会議における対応

議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、マスクの着脱を可能とする。

(2) 委員会における対応

おおむね1時間ごとに窓及びドアを開放し、換気する。

- 4 自民委員から、新型コロナウイルスに係る対応に関して、執行部の情報収集能力の向上及び議員への迅速な情報伝達の徹底について発言があり、意見交換。

午後2時55分閉会

- (2) 質疑時間は1人5分以内
 - (3) 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - (4) 発言順序は多数会派順
 - (5) 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
 - 3 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前9時33分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年4月臨時会は、午前10時に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、

66番 中野 英幸 議員

67番 須賀 敬史 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時7分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午前11時再開

- 1 第84号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 16番中川浩議員（改革）が質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。

- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時1分休憩

〔本 会 議〕

午前11時30分、本会議が再開され、知事提出議案（第84号議案）に対する質疑に入り、16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第84号議案が各所管

■ 第1日〔4月19日（月）〕

議 運 日 誌 (第1回)

午前9時29分開会

- 1 4月臨時会の付議予定議案について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。

(1) 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内

の委員会に付託され、午前11時36分、再度休憩した。

〔委員会〕

本会議休憩中、第84号議案の審査のため、企画財政、福祉保健医療、産業労働企業及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

議 運 日 誌 (第3回)

午後4時35分再開

- 1 北第2区の補欠選挙で阿左美健司議員が選出され、本日、自民から、阿左美健司議員が同議員団に所属した旨の届出が提出されたことが報告された。これにより、会派別所属議員数は次のとおりとなったことを確認。

会派名称(略称)	所属議員数	代表者氏名
埼玉県議会自由民主党議員団 (自 民)	50	小 島 信 昭
無所属県民会議 (県 民)	14	岡 重 夫
埼玉民主フォーラム (民主フォーラム)	10	田 並 尚 明
埼玉県議会公明党議員団 (公 明)	9	西 山 淳 次
日本共産党埼玉県議会議員団 (共産党)	6	柳 下 礼 子
無所属改革の会 (改 革)	1	中 川 浩
無 所 属	1	—
合 計	91 (次頁2)	

- 2 新議員の選出及び会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民の議席を決定することを了承。

なお、登退庁ランプの調整については、本日の本会議閉会後に行うことを了承。

- 3 さきの補欠選挙で当選した阿左美健司議員を県土都市整備委員に選任することを了承。
- 4 さきの補欠選挙で当選した阿左美健司議員を自然再生・循環社会対策特別委員に選任することを了承。

なお、常任委員及び特別委員の選任については、本日の本会議において異議なし採決で諮ることを了承。

- 5 各常任委員会の審査結果を確認。
- 6 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後4時39分休憩

〔本 会 議〕

午後4時54分、本会議が再開され、まず、会議時間の延長が行われた。

次に、本日付けで、議席の決定を行った旨の報告がなされた。

次に、新議員の紹介が行われ、

北第2区選出 阿左美 健 司 議員
が挨拶を行った。

次に、常任委員の選任が行われ、阿左美健司議員が県土都市整備委員に選任された。

次に、特別委員の選任が行われ、阿左美健司議員が自然再生・循環社会対策特別委員に選任された。

次に、各常任委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、第84号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

細 田 善 則 企 画 財 政 委 員 長
渡 辺 大 福 祉 保 健 医 療 副 委 員 長
永 瀬 秀 樹 産 業 労 働 企 業 委 員 長
内 沼 博 史 警 察 危 機 管 理 防 災 委 員 長
が順次登壇し、午後5時8分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第4回)

午後5時25分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 知事提出議案について
 - (1) 討論はないことを確認。
 - (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第84号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

- 3 今後の議事日程を確認。

午後5時26分閉会

〔本 会 議〕

午後5時40分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件

と決定され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後5時42分、令和3年4月臨時会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開会 午前10時07分休憩

午前11時30分再開 午前11時36分休憩

午後4時54分再開 午後5時8分休憩

午後5時40分再開 午後5時42分閉会

出席議員90人 欠席議員1名

(令和3年4月19日現在在職議員91人)

■ 会 期

4月19日(月) 1日間

会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 1件

原案可決 1件



新 議 員 紹 介



阿左美 健 司

自由民主党

北第2区 横瀬町・皆野町・長瀬町・

小鹿野町・東秩父村 選出

〒368-0072 秩父郡横瀬町大字横瀬6180番地

議席一覽表

(3.4.19現在)



演壇

会派構成

自由民主党	50人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	91人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(3.4.19現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌兎 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		石川 忠義 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐74-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐74-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	山口 京子 (自 民)
		白根 大輔 (駐74-74)
		杉田 茂実 (県 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌兎 (公 明)
		東間亜由子 (駐74-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム)
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 本木 茂 (自 民)	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 浅井 明 (自 民) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

3月21日の緊急事態宣言解除後、本県では段階的緩和措置を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、3月末から県南部を中心に再び微増の傾向が続いております。

また、関西圏で猛威を振るい新規陽性者数の急増をもたらしている変異株が、今後、本県においても急拡大し、医療現場や高齢者向けワクチン接種にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、大型連休も見据え早急な対策が必要になってまいります。

さらに、隣接する東京都では4月12日から23区6市の区域に「まん延防止等重点措置」が適用をされています。

こうした状況や専門家の意見等を踏まえ検討した結果、4月15日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県における「まん延防止等重点措置」の公示を行うよう国に要請いたしました。

その結果、国は4月16日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本県を含む4県に対し、4月20日から5月11日まで、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として決定しました。

これを受け、本県では、さいたま市及び川口市の2市を措置区域として、まん延防止等重点措置を講じることとし、その他の地域については、特措法第24条第9項に基づき、引き続き飲食店等における営業時間の短縮などを要請することといたしました。

今回の補正予算は、飲食店等への営業時間短縮要請に伴う更なる協力金の支給や感染拡大防止に係る取組など、当面緊急に対応を要する経費を計上する

ものでございます。

まず、営業時間短縮要請に伴う協力金の支給については、まん延防止等重点措置区域において、営業時間を午前5時から午後9時までを午後8時までに、酒類提供時間を午前11時から午後8時までを午後7時までにそれぞれ1時間繰り上げることを要件に、これまでと同様の定額を支給するのではなく、中小企業については、飲食店等の売上高に応じて、1店舗当たり日額4万円から最大10万円、大企業等については、売上高減少額に応じて、1店舗当たり日額最大20万円を支給します。

その他の地域では、引き続き営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類提供時間を午前11時から午後8時とすることを要件に、こちらも定額を支給するのではなく、中小企業については、飲食店等の売上高に応じて、1店舗当たり日額2万5千円から最大7万5千円、大企業等については売上高減少額に応じて、1店舗当たり日額最大20万円を支給します。

また、飲食店等が国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う感染防止の取組に対し県が上乘せで補助をするなど飲食店等における感染防止対策を促進します。

このほか、高齢者等が入所する施設の職員に対し実施しているPCR検査について、検査頻度を高めて、感染拡大防止につなげてまいります。

財源につきましては、全額、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用してまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、385億5,340万9千円となり、既定予算との累計額は、2兆1,779億1,862万9千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

4月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	今井真弓
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

委員長報告

企画財政 委員長報告



委員長 細田 善則

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	24
福祉保健医療	24
産業労働企業	25
警察危機管理防災	25

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「当該補正予算にかかる事業については全額国庫補助金ということだが、どのようなスケジュールで県に入金されるのか。これまでの感染防止対策協力金と同様、国庫補助金の入金を待つことなく事業者へ協力金が支払われるということによいか」との質疑に対し、「内閣府に実施計画書を4月30日までに提出すれば、6月中に交付決定され、県への入金は7月中に概算払いで行われ、7月と10月及び冬頃の3回に分けて概算請求の受付があり、県からの請求に基づいて入金される。また、これまでの感染防止対策協力金と同様、県は申請を受け付けて準備が整ったものから事業者へ支払う。そのため、県の協力金の支出の後追いの形で国庫補助金が県に交付される」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



副委員長 渡辺 大

福祉保健医療委員会における審査経過の概要につ

いて、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「2月定例会で、4月から6月まで月1回のPCR検査を行うことを決めたばかりだが、今回、検査回数を増やすことで、どのような成果が期待できるのか」との質疑に対し、「現在、福祉施設においても、感染者数が増加傾向にあり、変異株の感染拡大も危惧されている。検査回数を増やし、感染者を早期に発見することで、施設内での感染防止が期待できる」との答弁がありました。

次に、「検査を受けた施設を公表するよりも、検査を受けていない施設を公表する方が、受検率を上げるのに効果的であると考えますが、どうか」との質疑に対し、「そのような観点からも検討したが、仮に検査を受けていない施設を公表する場合、懲罰的な扱いになるが、この検査には法的義務がない。こうしたことから、検査を受けていない施設の公表は困難と考え、むしろ検査している施設を応援したいとの趣旨から検査を受けた施設を公表することとした」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 永瀬秀樹



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「昨年末、さいたま市大宮区、川口市及び越谷市の店舗に時短要請をしたが、協力しない店舗が散見された。時短要請を講じたにもかかわらず、人の流れが抑制されなかったことに対して、今回の具体的な解決策は何か」との質疑に対し、「今回は、前回までとは違い、売上高に応じた協力金となっている。また、第4波と言われる感染状況の中、取組の意識も高まっているので、協力いただけるものと考えている」との答弁がありました。

また、「まん延防止の重要性を発信することが必要である。今回の対策についてしっかりと発信していただきたいが所見を伺う」との質疑に対し、「マスクに取り上げられて県民に内容がしっかりと伝わることで、初めて情報発信としての意味をなすものと認識している。そのため、記事やニュースとして取り上げやすいように正確な情報を伝え、発表のタイミング等の工夫も図っていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 内沼博史



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第84号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症拡大防止という観点から、まん延防止等重点措置の区域指定は慎重に行うべきと考える。措置区域に囲まれる市があり、その市だけが除外される現状に違和感がある。広範囲で指定し、問題がなければ除外していくとい

う考え方はなかったのか。また、今後新規陽性者数などを注視していく中で、措置区域を拡大するという考え方はあるのか」という質疑に対し、「措置区域の指定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条において、制限をかける場合は必要最小限とすると定められている。その中で、新規陽性者数の動向や東京都区部との距離、飲食店の数などを勘案して、さいたま市と川口市を指定した。今後の感染状況や変異株による感染拡大等を見据えていくことになるが、措置区域の拡大や時期の見直しなども状況によってはあり得ると考えている」との答弁がありました。

次に、「営業時間短縮要請の協力状況調査について、想定する調査件数はどれくらいか。また、どのような会社に委託し、1日当たりの調査員数、調査時間及び1人当たりの調査店舗数はどれくらいか」との質疑に対し、「調査件数は1日あたり10人で、1人1時間で100か所、1日当たり1,000件、30日で約30,000件の外観調査を想定している。委託先は人材派遣あるいは市場調査会社を想定している」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
84	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算補正額 385億5,340万9千円 累計額 2兆1,779億1,862万9千円	原案可決

4月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年4月臨時会について、御報告いたします。

令和3年4月臨時会を4月27日(火)に開催しました。知事から議案1件が提出され、審議の上、採決を行いました。

その結果、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)」1件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の4月26日(月)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

4月臨時会の経過

■ 4月26日（月）

議 運 日 誌



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午後2時開会

- 1 4月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事から説明。
- 2 4月臨時会の会期予定は、4月27日(火)の1日間とすることを了承。
- 3 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、4月臨時会会期中の対応として申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。
 - (1) 本会議における対応
 - ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議。
ただし、採決時は全員が本会議場で審議。
 - イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
 - ウ 議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。
 - エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。
 - (2) 委員会における対応
 - ア 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
 - イ 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。
- 4 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり

決定。

- (1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩ごとに交代で第4委員会室にて審議。
- (2) 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。
- (3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議。
- (4) 定めのない事項については、議長が判断する。

午後2時13分閉会

■ 第1日〔4月27日（火）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時32分開会

- 1 4月臨時会の付議予定議案について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。
 - (1) 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - (2) 質疑時間は1人5分以内
 - (3) 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - (4) 発言順序は多数会派順
 - (5) 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 3 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前9時36分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年4月臨時会は、午前10時1分に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、

64番 齊藤 邦明 議員

65番 武内 政文 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分

2 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時8分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午前10時59分再開

1 第85号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 16番中川浩議員(改革)が質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり、企画財政委員会及び産業労働企業委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時1分休憩

〔本 会 議〕

午前11時25分、本会議が再開され、知事提出議案(第85号議案)に対する質疑に入り、16番中川浩議員(改革)が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第85号議案が企画財政委員会及び産業労働企業委員会に付託され、午前11時37分、再度休憩した。

〔委 員 会〕

本会議休憩中、第85号議案の審査のため、企画財政委員会及び産業労働企業委員会が開かれた。

〔本 会 議〕

午後4時44分、本会議が再開され、会議時間の延長が行われ、午後4時44分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第3回)

午後7時29分再開

1 各常任委員会の審査結果を確認。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後7時30分休憩

〔本 会 議〕

午後7時43分、本会議が再開され、まず、各常任委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、第85号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

千葉達也企画財政副委員長

松井 弘 産業労働企業副委員長が順次登壇し、午後7時50分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第4回)

午後8時5分再開

1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。

2 知事提出議案について

(1) 討論はないことを確認。

(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第85号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

3 今後の議事日程を確認。

午後8時6分閉会

〔本 会 議〕

午後8時17分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件

と決定され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後8時19分、令和3年4月臨時会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時8分休憩

午前11時25分再開 午前11時37分休憩

午後4時44分再開 午後4時44分休憩

午後7時43分再開 午後7時50分休憩

午後8時17分再開 午後8時19分閉会

出席議員91人 欠席議員なし

(令和3年4月27日現在在職議員91人)

■ 会 期

4月27日(火) 1日間

会期延長なし

■ 議決結果

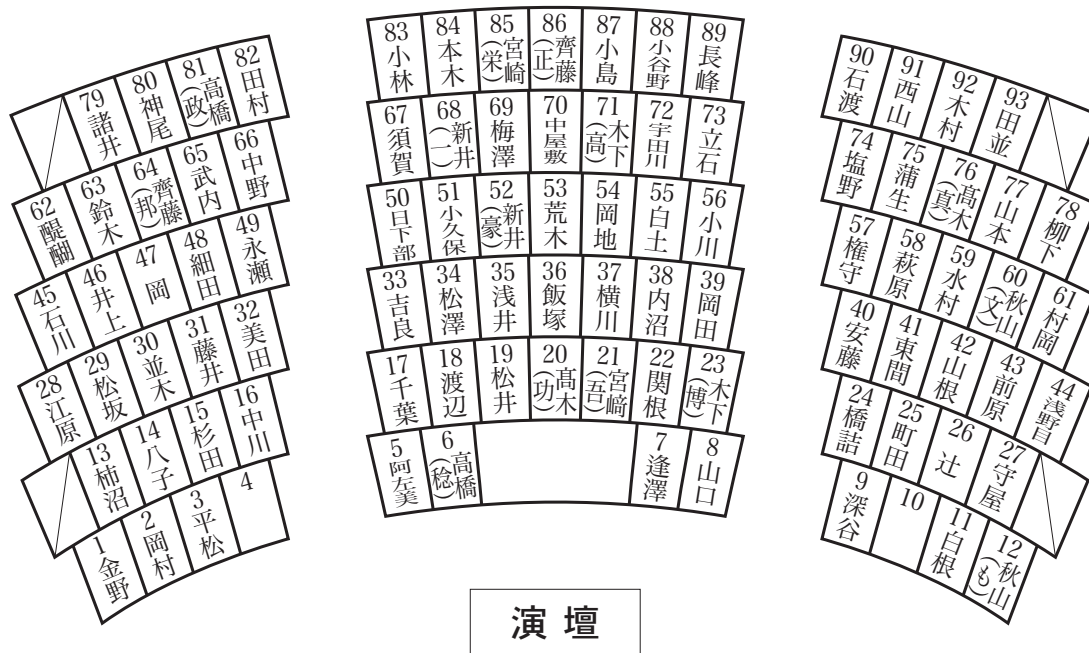
議決件数 1件

原案可決 1件



議席一覽表

(3.4.27現在)



会派構成

自由民主党	50人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	91人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(3.4.27現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		石川 忠義 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐74-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐74-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	山口 京子 (自 民)
		白根 大輔 (駐74-74)
		杉田 茂実 (県 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		東間亜由子 (駐74-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム)
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 本木 茂 (自 民)	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 浅井 明 (自 民) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県では、4月20日から5月11日まで、さいたま市及び川口市の2市を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として、まん延防止等重点措置を講じるとともに、その他の地域についても引き続き、飲食店等に対する営業時間の短縮等を要請し、感染防止対策を強化したところです。

一方、国では、感染力が強い変異株の拡大を強く警戒し、短期的に集中的な対策を講じるため、4月23日に、隣接する東京都のほか、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県を対象に緊急事態宣言を発出するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更しました。

今回の変更では、緊急事態措置区域において、感染拡大の主な起点である飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、人の流れを抑制するための措置等を講じるなど、徹底した感染防止策に取り組むこととされております。

また、まん延防止等重点措置区域においても特措法第31条の6第1項に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により飲食店等に対して、酒類の提供を行わないよう要請することが新たに追加されました。

本県においても、変異株のまん延による感染拡大のスピードが上昇することについて懸念されているところです。

同時に、東京都に対する緊急事態宣言の発出に伴い、都内から埼玉県内へ人の流れが増えるおそれが

あることやゴールデンウィークを控え感染拡大の芽を摘む必要があることなどから、専門家の意見を踏まえ対策を検討しました。

その結果、東京都区部に近い県南部を中心とした川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町の13市町を4月28日から5月11日まで、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加し、飲食店等へ営業時間の更なる短縮を要請することとしました。

あわせて、さいたま市、川口市も含めた計15市町の飲食店等に対して新たに特措法第31条の6第1項に基づき酒類の提供自粛等を要請するとともに、その他の地域においても特措法第24条第9項に基づき酒類の提供自粛等を要請することとしました。

今回の補正予算は、新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域となる13市町の飲食店等へ協力を支給する経費などを計上するものでございます。

4月28日から5月11日までの14日間、新たに追加される措置区域の飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までに短縮し、さらに酒類の提供自粛等への協力を要件に、中小企業については、売上高に応じて1店舗当たり日額4万円から最大10万円、大企業等については、売上高減少額に応じて1店舗当たり日額最大20万円を支給いたします。

また、営業時間短縮要請等に係る働きかけ活動の推進として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域における飲食店等の個別店舗の現地確認を行ってまいります。

財源につきましては、全額、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用します。

この結果、一般会計の補正予算額は、24億6,903万1千円となり、既定予算との累計額は、2兆1,803億8,766万円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

4月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉 達也

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	38
産業労働企業	38

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第85号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「私権を制限する場合、政策決定プロセスや整合性が重要と考える。政策的整合性を国が図れないのであれば、県が基金を活用してでも整合性を図る必要があるが、感染防止対策協力金が6万円から4万円に変わるなど政策的整合性がない。酒類提供を禁止するならば財源の上乗せを国へ要望すべきではないか」との質疑に対し、「本県は国の基本的対処方針に基づいて実行しなければならない。その責務を果たしつつ財源の確保などが図られるよう国に要望していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告



副委員長 松井 弘

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第85号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議につい

て申し上げます。

まず、「まん延防止等重点措置区域の飲食店に対して、新たに酒類提供の自粛を要請することになった。酒類を売らなければ立ち行かない店がある中で、感染防止対策協力金の増額はできないのか」との質疑に対し、「協力金については、国が制度設計を行っており、売上の4割を支援することとされている。国は協力金の算定方法の見直しを行っていないため、従前どおりの金額で整理した。なお、売上げが大きく減少する事業者に対しては、売上高方式ではなく、売上高減少額方式を採用することにより、上限10万円のところ20万円まで支給が可能となる。売上高が大幅に減少する事業者については売上高減少額方式で手当できるものと考えている」との答弁がありました。

また、「県の新型感染症専門家会議には、経済関係者が構成員となっていない。専門家会議等で、様々な経済関係者から現場の状況を聴きながら対策を講じていくことが必要だと思うが、どうか」との質疑に対し、「まん延防止等重点措置の関係で多くの事業者に要請している中、経済関係者の意見を伺うことは大切なことであると認識している。しっかりと検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、「感染防止対策のレベルを一段上げるべきと考えるが、今回飲食店を見回る職員は、感染症対策の専門家ではない。飲食店に対し、専門家の知見を入れていくということが必要だと考えるがどうか」との質疑に対し、「今回、限られた時間の中で飲食店を見回る必要があり、一般の方が対応できる水準でチェックシートを作成した。なお、作成したチェックシートは、委員に専門家を含む評議会に諮り、知見を生かした内容としている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

知事提出議案

議案 番号	件 名	要 旨	議決結果
85	令和3年度埼玉県一般会計補 正予算（第3号）	歳入歳出予算補正額 24億6,903万1千円 累計額 2兆1,803億8,766万円	原案可決

5月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年5月臨時会について、御報告いたします。

令和3年5月臨時会を5月11日(火)に開催しました。知事から議案1件、議員から議案1件がそれぞれ提出され、計2議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)」1件を原案どおり可決しました。議員提出議案では、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等の制度設計における協議プロセスの国民への明確な発信等を求める意見書」1件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の5月10日(月)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

5月臨時会の経過

■ 5月10日（月）

議 運 日 誌



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午後1時59分開会

- 1 5月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事から説明。
- 2 5月臨時会の会期予定は、5月11日(火)の1日間とすることを了承。
- 3 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、5月臨時会会期中の対応として申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。
 - (1) 本会議における対応
 - ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議。
ただし、採決時は全員が本会議場で審議。
 - イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
 - ウ 議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。
 - エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。
 - (2) 委員会における対応
 - ア 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
 - イ 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。
- 4 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり

決定。

- (1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩ごとに交代で第4委員会室にて審議。
 - (2) 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。
 - (3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議。
 - (4) 定めのない事項については、議長が判断する。
 - 5 自民委員から、変異株の感染力が強いと言われている根拠となる資料を提出してもらいたい旨の発言があり、資料の取扱いについては正副委員長一任となった。
- 午後2時13分閉会

■ 第1日〔5月11日（火）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時32分開会

- 1 5月臨時会の付議予定議案について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。
 - (1) 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - (2) 質疑時間は1人5分以内
 - (3) 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - (4) 発言順序は多数会派順
 - (5) 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
 - 2 自民から、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等の制度設計における協議プロセスの国民への明確な発信等を求める意見書を提出したい旨の発言がなされ、案文を配布し、今後の議運で協議することとした。
 - 3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
 - 4 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。
- 午前9時39分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年5月臨時会は、午前10時1分

に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、

青木孝明 労働委員会会長
が就任の挨拶を行った。

次に、

62番 醍醐 清 議員

63番 鈴木 正人 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時8分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午前11時10分再開

1 第86号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 70番中屋敷慎一議員(自民)及び16番中川浩議員(改革)が質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時11分休憩

〔本 会 議〕

午後0時2分、本会議が再開され、知事提出議案(第86号議案)に対する質疑に入り、70番中屋敷慎一議員(自民)及び16番中川浩議員(改革)が質疑を行い、これに対し、それぞれ知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第86号議案が各所管の委員会に付託され、午後0時26分、再度休憩した。

〔委 員 会〕

本会議休憩中、第86号議案の審査のため、企画財政、福祉保健医療及び産業労働企業の各常任委員会が開かれた。

議 運 日 誌 (第3回)

午後4時47分再開

1 各常任委員会の審査結果を確認。

2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等の制度設計における協議プロセスの

国民への明確な発信等を求める意見書について意見交換。内容を了承し、議運委員の連名の議員提出議案として本臨時会に提案することを了承。

なお、この件については、本日の本会議において、急施事件と認定することを了承。

3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後4時49分休憩

〔本 会 議〕

午後4時57分、本会議が再開され、まず、会議時間の延長が行われた。

次に、各常任委員会の審査結果報告(文書)が行われた後、第86号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告(口頭)に入り、

千葉達也 企画財政副委員長
岡田静佳 福祉保健医療委員長
永瀬秀樹 産業労働企業委員長
が順次登壇し、午後5時7分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第4回)

午後5時25分再開

1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。

2 知事提出議案について

(1) 討論はないことを確認。

(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第86号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

3 議員提出議案について

(1) 意見書案1件の案文及び提案者を確認。

(2) 提案説明はないことを確認。

(3) 質疑はないことを確認。

(4) 委員会審査は省略することを確認。

(5) 討論はないことを確認。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第16号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

4 今後の議事日程を確認。

5 自民委員から、新型コロナウイルス変異株の感染率、重症化率及び実効再生産数に関する

るデータについて資料提供してほしい旨の発言があり、資料要求については正副委員長一任とした。

午後5時31分閉会

〔本会議〕

午後5時43分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件
と決定された。

次に、議員から提出された議第16号議案（意見書案1件）の報告後、本議案を急施事件と認め、上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後5時47分、令和3年5月臨時会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開会 午前10時8分休憩
午後0時2分再開 午後0時26分休憩
午後4時57分再開 午後5時7分休憩
午後5時43分再開 午後5時47分閉会

出席議員91人 欠席議員なし

(令和3年5月11日現在在職議員91人)

■ 会 期

5月11日(火) 1日間

会期延長なし

■ 議決結果

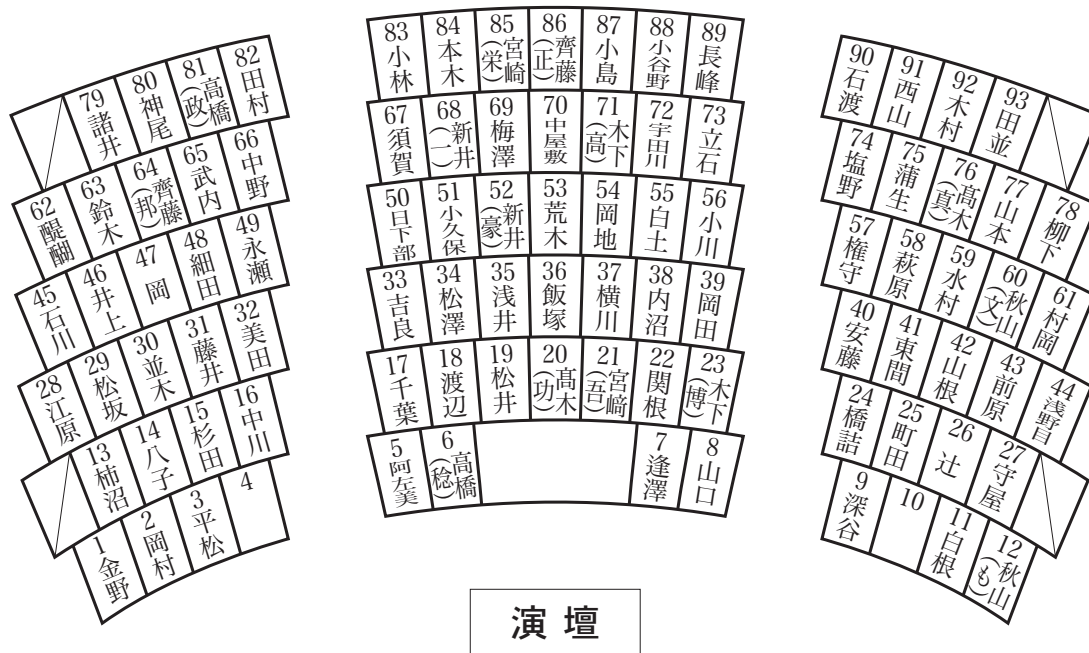
議決件数 2件（うち議員提出のもの1件）

原案可決 2件



議席一覽表

(3.5.11現在)



会派構成

自由民主党	50人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	91人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(3.5.11現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		石川 忠義 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐74-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐74-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	山口 京子 (自 民)
		白根 大輔 (駐74-74)
		杉田 茂実 (県 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		東間亜由子 (駐74-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム)
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 本木 茂 (自 民)	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 浅井 明 (自 民) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ ⁷ ム) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県は、4月20日から本日5月11日までの期間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域とされ、県民や事業者の皆様への御協力をいただきながら対策を講じてまいりました。

しかしながら、ゴールデンウィーク中も本県の新規陽性者数は200人前後で推移しており、さらに従来株よりも感染しやすく重症化しやすい可能性があると言われていた変異株の割合が6割を超えています。

こうした状況の中、まん延防止等重点措置を終了することは、極めて困難であったことから、5月6日に特措法に基づき、重点措置を実施すべき期間の公示の延長を国に要請いたしました。

翌5月7日に、国においては本県が重点措置を実施すべき期間を5月31日まで延長することを決定し、公示するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したところです。

この変更の中で、新たに措置区域の大規模な集客施設について、午後8時までの営業時間の短縮を要請することとされました。

これを受け、県では専門家の意見等を踏まえ、引き続き飲食店等に対し、5月31日まで営業時間の短縮や酒類の提供自粛等を要請するとともに、新たに措置区域の大規模商業施設に対し、特措法に基づき営業時間の短縮や入場整理の徹底を要請するなど対策を更に強化することとしました。

また、感染対策の切り札であるワクチン接種につ

いても、希望する高齢者には7月末までに接種を終えることができるよう、接種体制を強化することとしました。

今回の補正予算は、飲食店や大規模施設等の事業者に対し、営業時間短縮等を要請することに伴う協力金の支給やワクチン接種体制の強化に係る経費を計上するものでございます。

まず、5月12日から31日までの20日間、まん延防止等重点措置区域の15市町及びその他48市町村の飲食店等を運営する事業者に対し、営業時間の短縮や酒類の提供自粛等を要件に、これまでと同様の協力金を支給いたします。

なお、国は5月12日以降のまん延防止等重点措置区域の支給額の下限を現在の日額4万円から3万円としております。

仮に国の下限額とする場合、厳しい状況におかれた特に小規模な飲食店等への影響が大きいと思われることから、十分な周知期間が必要となります。

そのため、混乱を避けるとともに引き続き感染防止対策に取り組む飲食店等への支援として、県では国の交付金を活用し、特例として下限額に1万円を加算することで、現在と同様の日額4万円を下限とすることにしました。

また、同期間、措置区域において生活必需物品の売場を除く床面積1,000㎡を超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に、協力金を支給いたします。

さらに、7月末までに、65歳以上の高齢者のワクチン接種完了を目指し、市町村が設置する集団接種会場の医師や看護師等の確保を支援いたします。

あわせて、市町村のワクチン接種体制を補完するため、県が集団接種会場を設置し、高齢者接種の一部を担うことで、早期の接種完了を目指します。

この結果、一般会計の補正予算額は、272億332万7千円となり、既定予算との累計額は、2兆2,075億9,098万7千円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

5月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	51
福祉保健医療	52
産業労働企業	52

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第86号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「営業時間短縮要請等の協力金は、支給額の下限が日額3万円となり、1万円を上乗せして日額4万円を下限とするとのことだが、これはどのように議論されて決定したのか」との質疑に対し、「緊急事態措置区域では下限が日額4万円であるが、まん延防止等重点措置区域では日額3万円になることが国から示されたため、国へ下限額の維持を要望している。一方、仮に日額3万円に引き下げられると、小規模飲食店への影響が大きいことなどから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用し県が独自に上乗せすることを決定した」との答弁がありました。

また、「当該臨時交付金は、県の交付限度額が決まっているため、施策に対応しやすいよう、先にその全額を交付してもらい、残額が生じたら返還するということはできないのか」との質疑に対し、「キャッシュフローの問題であり実質的な影響はないと考える。実施計画を国に認めてもらうことが大事なので、それに向けて進めていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 岡田 静佳



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第86号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「県内63市町村の高齢者を対象としたワクチン接種に関する進捗状況はどのようになっているのか。また、集団接種会場の設置に当たり、市町村とはどのように連携を図っているのか」との質疑に対し、「本年7月末までに45市町村がワクチン接種を終える見込みである。残り18市町村、約5万5,000人の高齢者については、8月中にワクチン接種を終える見込みである。また、集団接種会場となるさいたま市とは、事前に調整しているが、他の市町村については、急な取組であり、調整の暇がなかったため、今後、丁寧に説明していく。なお、5月12日に行われる市長会議及びその翌週に行われる町村長会議において、知事から市町村長へ説明する予定である」との答弁がありました。

次に、「集団接種会場を浦和合同庁舎としたのはなぜか」との質疑に対し、「7月末までに接種が終わらない市町村は県内全域にあるため、どこからでもアクセスのしやすいさいたま市内に設置することとした。接種会場を数か所設置することも検討したが、確実に医療従事者が確保できる1か所とし、駅からの距離や駐車場の設置状況なども考慮した上で会場を選定した」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 永瀬 秀樹



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第86号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「感染者を減らすために人流の抑制の効果を把握することは重要である。P D C Aサイクルによる検証を積み上げていく必要があるが、どうか」との質疑に対し、「P D C Aサイクルで検証することは重要であると考えている。可能な限り効果の把握に努めていきたい」との答弁がありました。

また、「テナント事業者への協力金の単価は100平方メートルごとに日額2万円だが、例えば、150平方メートルなどの端数の取扱いについてはどのように対処するのか」との質疑に対し、「積算では、端数を切り上げて支給できるようにしている。実際の運用については、国の基準を確認して対応していく」との答弁がありました。

また、「現在、まん延防止等重点措置区域において、適切な感染防止対策に関する認証制度について見回りをしているが、ここまで対策をしていれば営業できるというようなものにしてほしい。例えば、専門家の知見を生かすことについてはいかがか」との質疑に対し、「現在、専門家の知見を取り入れた動画作成に着手している。保健医療部と連携しながら作り上げていきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
86	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算補正額 272億332万7千円 累計額 2兆2,075億9,098万7千円	原案可決

議員提出議案（意見書）

議第16号議案

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等の制度設計における協議プロセスの国民への明確な発信等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めが掛からないことから、国は、本県をはじめとする各道県のまん延防止等重点措置等の期間を本年5月31日まで延長した。

しかしながら、まん延防止等重点措置においても建物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模商業施設が営業時間短縮の要請対象となったこと、また、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金が急ぎよ創設されたこと、そして飲食店についても、取り巻く状況がさらに厳しくなっているにも関わらず支援に係る協力金が減額となっていることなど、対策の制度設計が変更されたが、その理由が明確とは言い難い。

さらに、国は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の効果として人流の減少を挙げているが、対策の本旨は人流の減少によって感染率の低減を図ることであり、現状に鑑みれば、より整合性を持った措置の内容や期間の設定をすべきであったと言わざるを得ない。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策をより確実かつ迅速に推進するため、1年余に及ぶ新型コロナウイルス感染症対策の知見を活かし下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の制度について、現時点で明確な根拠が得がたい状況であることは一定程度理解できるが、対策の効果をより高められるよう整合性のある制度設計とするとともに、国における協議のプロセス等を国民に分かりやすく発信すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症対策によって影響を受けた事業者への十分な支援と徹底した感染対策に対する財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年5月11日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣

様

原案可決

5月臨時会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年5月臨時会について、御報告いたします。

令和3年5月臨時会を5月31日(月)に開催しました。知事から議案1件、議員から議案2件がそれぞれ提出され、計3議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)」1件を原案どおり可決しました。議員提出議案では、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等における事業者への支援措置の充実等を求める意見書」など2件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の5月28日(金)と会期中1日、計2日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

5月臨時会の経過

■ 5月28日（金）

議 運 日 誌



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午後2時1分開会

- 5月臨時会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 5月臨時会の会期予定は、5月31日(月)の1日間とすることを了承。
- 新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり、5月臨時会会期中の対応として申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。
 - 本会議における対応
 - 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議。
ただし、採決時は全員が本会議場で審議。
 - 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
 - 議長席及び演壇に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。
 - 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。
 - 委員会における対応
 - 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。
 - 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり

決定。

- 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩ごとに交代で第4委員会室にて審議。
- 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。
- 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議。
- 定めのない事項については、議長が判断する。

午後2時14分閉会

■ 第1日〔5月31日（月）〕

議 運 日 誌（第1回）

午前9時30分開会

- 5月臨時会の付議予定議案について、質疑がある場合には、次のとおりとすることを了承。
 - 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - 質疑時間は1人5分以内
 - 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - 発言順序は多数会派順
 - 発言通告書の提出期限は、知事の提案説明終了後の休憩中速やかに
- 自民から、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等における事業者への支援措置の充実等を求める意見書及び決議を提出したい旨の発言がなされ、案文を配布し、今後の議運で協議することとした。
- 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 県政記者クラブ加盟社が、本臨時会の本会議をテレビ取材することを了承。
午前9時40分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年5月臨時会は、午前10時に開会され、直ちに本会議が開かれた。

まず、新任者の紹介が行われ、平本一郎 公安委員会委員が就任の挨拶を行った。

次に、

60番 秋山文和議員

61番 村岡正嗣議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本臨時会の会期は、本日の1日間とすることに決定された。

次に、諸報告に入り、

- 1 5月臨時会において可決した意見書の処理結果
- 2 地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分
- 3 現金出納検査結果（令和3年3月分）
- 4 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本臨時会に知事から提出された議案1件の報告がなされた後、知事提出議案が上程され、知事の提案説明が行われ、午前10時8分、一旦休憩した。

議 運 日 誌（第2回）

午前11時20分再開

1 第87号議案について

(1) 質疑について、次のとおり確認。

ア 70番中屋敷慎一議員（自民）、93番田並尚明議員（民主フォーラム）及び16番中川浩議員（改革）が質疑を行う。

イ ほかに質疑はない。

(2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。

2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午前11時21分休憩

〔本 会 議〕

午後0時3分、本会議が再開され、知事提出議案（第87号議案）に対する質疑に入り、70番中屋敷慎一議員（自民）、93番田並尚明議員（民主フォーラム）及び16番中川浩議員（改革）が質疑を行い、これに対し、それぞれ知事が答弁を行った。

次に、本臨時会に提出された第87号議案が各所管の委員会に付託され、午後0時32分、再度休憩した。

〔委 員 会〕

本会議休憩中、第87号議案の審査のため、企画財政、福祉保健医療、産業労働企業及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

〔本 会 議〕

午後4時52分、本会議が再開され、会議時間の延

長が行われ、午後4時52分、休憩した。

議 運 日 誌（第3回）

午後5時40分再開

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
- 2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等における事業者への支援措置の充実等を求める意見書及び決議について意見交換。内容を了承し、議運委員の連名の議員提出議案として本臨時会に提案することを了承。

なお、この件については、本日の本会議において、急施事件と認定することを了承。

- 3 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後5時43分休憩

〔本 会 議〕

午後5時56分、本会議が再開され、まず、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第87号議案が上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

千葉達也 企画財政副委員長
渡辺大 福祉保健医療副委員長
松井弘 産業労働企業副委員長
権守幸男 警察危機管理防災副委員長
が順次登壇し、午後6時12分、再度休憩した。

議 運 日 誌（第4回）

午後6時27分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 知事提出議案について
(1) 討論はないことを確認。
(2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第87号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

3 議員提出議案について

- (1) 意見書案1件、決議案1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 両議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 両議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 両議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 両議案とも討論はないことを確認。

(6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第17号議案及び議第18号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

4 今後の議事日程を確認。
午後6時29分閉会



〔本 会 議〕

午後6時41分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、討論もなく、採決が行われた結果、

原案可決 1件
と決定された。

次に、議員から提出された議第17号議案及び議第18号議案（意見書案1件、決議案1件）の報告後、両議案を急施事件と認め、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決され、本臨時会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後6時46分、令和3年5月臨時会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開会 午前10時8分休憩
午後0時3分再開 午後0時32分休憩
午後4時52分再開 午後4時52分休憩
午後5時56分再開 午後6時12分休憩
午後6時41分再開 午後6時46分閉会

出席議員89人 欠席議員2人

（令和3年5月31日現在在職議員91人）

■ 会 期

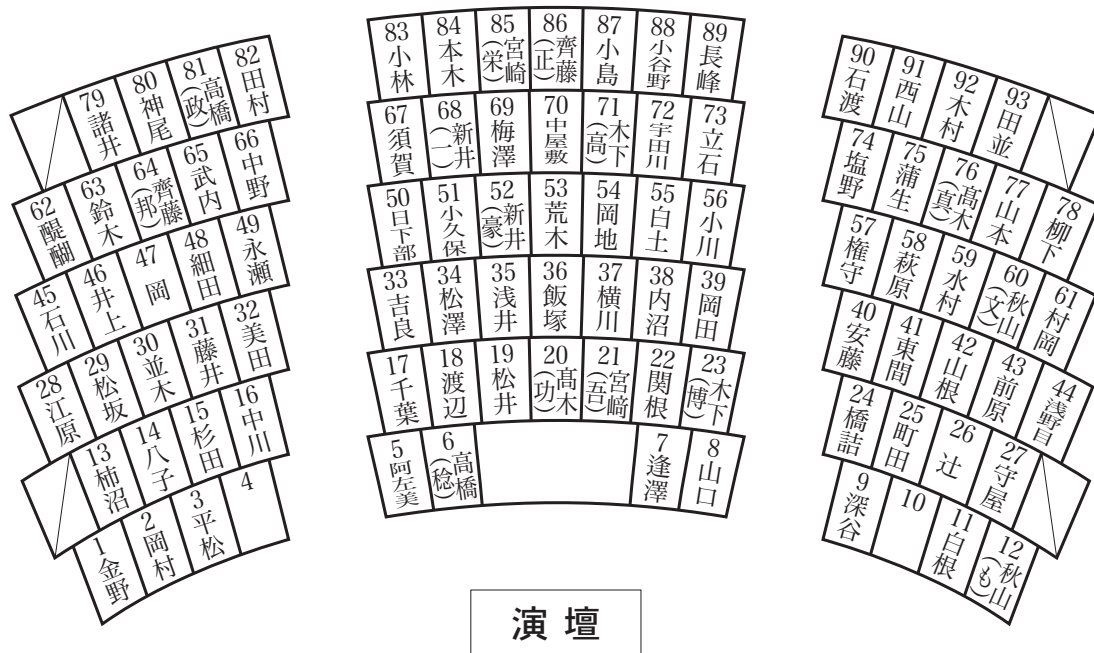
5月31日(月) 1日間
会期延長なし

■ 議決結果

議決件数 3件（うち議員提出のもの2件）
原案可決 3件

議席一覽表

(3.5.31現在)



演壇

会派構成

自由民主党	50人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	91人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(3.5.31現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌兎 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		石川 忠義 (県 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐74-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
木村 勇夫 (駐74-74)		

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	山口 京子 (自 民)
		白根 大輔 (駐74-74)
		杉田 茂実 (県 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌兎 (公 明)
		東間亜由子 (駐74-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-7ム) 杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-7ム) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 小林 哲也 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-7ム)
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 醍醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-7ム) 本木 茂 (自 民)	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-7ム)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-7ム) 浅井 明 (自 民) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-7ム) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-7ム) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-7ム) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉田 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 小林 哲也 (自 民)
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	人材育成・ 文 化 ・ ス ポー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村 ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保 憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村 ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 岡田 静佳 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

知 事

提案説明



知 事 大 野 元 裕

本日ここに臨時県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、緊急を要する案件につきまして御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

国は、5月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示を変更し、本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を5月31日までとしました。

この間、県民や事業者の皆様のご協力をいただきながら、飲食店や大規模施設等に対する営業時間短縮要請をはじめ、高齢者施設職員等に対するPCR検査やクラスター発生が懸念される業界に対する注意喚起など総合的な感染拡大防止対策を講じてきました。

そのような中、本県の感染拡大のペースは鈍化傾向にあるものの療養者数は依然として高い水準にあり、さらに確保病床の使用率も40%前後で推移するなど、引き続き医療提供体制のひっ迫が懸念される状況にあります。

こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討した結果、5月26日に特措法に基づき、重点措置を実施すべき期間の延長に係る公示を行うよう国に要請いたしました。

5月28日に国は、本県が重点措置を実施すべき期間を6月20日まで延長することを決定し、公示するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したところです。

これを受け、県は引き続き飲食店や大規模施設等に対し、6月20日まで営業時間の短縮や酒類の提供自粛等を要請することといたしました。

また、今後の感染者の急増に対応できるよう病床

や宿泊療養施設の更なる確保を図るなど医療提供体制を強化することといたしました。

今回の補正予算は、飲食店や大規模施設等の事業者に対し、営業時間短縮等を要請することに伴う協力金の支給や病床確保等の医療提供体制の強化に係る経費などを計上するものでございます。

まず、6月1日から20日まで、まん延防止等重点措置区域の15市町及びその他48市町村の飲食店等を運営する事業者に対し、営業時間の短縮や酒類の提供自粛等を要件に、協力金を支給いたします。

また、同期間、措置区域において建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に、協力金を支給いたします。

さらに、国の通知を踏まえ、本県で過去最大の感染者数の2倍程度の感染者が発生した場合にも対応できる医療提供体制を整備するため、入院病床を増床するとともに、宿泊療養施設の更なる確保を進めてまいります。

加えて、感染拡大により増加する自宅療養者や宿泊療養者へ必要な医療・療養体制を提供するため、健康観察業務等を外部に委託し、必要に応じて電話診療を行うなど、療養者の状態に応じた適切なフォローアップ体制を構築することで、療養期間中の安全性を更に高めてまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、509億2,571万3千円となり、既定予算との累計額は、2兆2,585億1,670万円となります。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

5月臨時会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	坂東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	宍戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目 次]

	頁
常任委員会	
企画財政	65
福祉保健医療	66
産業労働企業	66
警察危機管理防災	67

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残高の使途と見通しについてどう考えているのか」との質疑に対し、「活用できる財源としては、現在、臨時交付金の地方単独事業分について51億円、事業者支援分については95億円となっている。今後、事業者支援分については事業者の支援に幅広く活用すべきとの国からの要請もあり、その活用方法について検討しているところである」との答弁がありました。

また、「国任せではなく私権を制限しているところには、県独自の判断で施策を展開していく必要がある。今回は、なぜ交付金を活用して対策をしないのか」との質疑に対し、「これから県独自の判断で支出する必要がある経費が余りにも多額であることが見込まれるため、今回は予算計上に踏み切れなかった。令和3年6月定例会までには支援の範囲を決め、支援できるよう作業を進めていく。今臨時会については当面必要になる経費だけを予算計上させていただきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

副委員長 渡 辺 大



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「宿泊療養施設の稼働率が低いのはなぜか。また、稼働率を上げるために、今後どのように取り組むのか」との質疑に対し、「ホテルの場合、退室後に、消毒、清掃、ベッドメイク等を行ってから、新たな療養者の入室が可能となるが、これら一連のオペレーション業務をそれぞれ別の業者が行っていたので、次の入室までに日数を要していた。また、応援の県職員が業務に慣れるまでに時間を要し、稼働率が低い状況になっていた。今後については、ホテルの運営業務を包括委託し、消毒や清掃などのオペレーション機能を向上させ、また、その包括委託には、ホテルの稼働率に応じて、管理料について受託者に10%から25%のインセンティブが発生する仕組みを設けて稼働率を上げていきたい」との答弁がありました。

次に、「自宅療養者について、急激な病状悪化に備えるために、東京都では、LINEや電話による健康観察、食料品の配送、24時間対応の専用相談窓口、パルスオキシメーターの配布を行っているが、県の宿泊・自宅療養者支援センターでは、どのような支援を行うのか」との質疑に対し、「県では現在、自宅療養者全員にパルスオキシメーターを配布している。また、電話を中心に健康観察を行い、食事の宅配も行っている。今後開設する予定の宿泊・自宅療養者支援センターでは、24時間相談体制を設けるほか、毎日2回の健康観察を行っていく。さらに、

体調が悪化した場合には、診療・検査医療機関などによる電話診療等を行い、必要に応じて薬も処方する」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「飲食店に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給額が、4万円から今回3万円に減額となった。現場は、本当に困っているという声を聞く。一生懸命対策をしている飲食店の痛みをどのように考えているのか。また、時短や酒類提供の要件について、県に裁量はあるのか。さらに、協力金について県独自で上乘せがなぜできないのか」との質疑に対し、「協力金が1万円減らされることは、事業者にとって痛みであると承知している。要件については、大枠については国の制度であるが、例えば、彩の国『新しい生活様式』安心宣言等は、県の裁量で決められる。県独自の上乗せについては、1万円上乘せについて地方創生臨時交付金の事業者支援分というものを活用し、前回上乘せを行った。今回は、ほかの支援策との兼ね合いもあるため、上乘せするのは難しいと考えた」との答弁がありました。

また、「飲食店プラスの措置区域内である15市町における認証は、市町によって認証の進捗状況が違

う。特に低い市では69.7%の交付率となっており、こうした低い交付率を県として現状及び原因の分析をどのようにしているのか。また、宣言を出して、延長し、そして解除してリバウンドする繰り返しになっている。そうしたことを考えると、データがなかなか活用されていない。今後こうしたデータをしっかりと活用すべきと考えるがどうか」との質疑に対し、「ほかの地域に比べて比率が上がってきていない地域もあり、分析が充分できていない。今後、地元の市町村、商工団体にも意見を聞きながら、しっかりと分析をしていく。また、データの活用については、因果関係等、データをどういうふうの評価するかというところが難しいところもあるが、今後、データに基づいた施策に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第87号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「前回の委員会で、まん延防止等重点措置区域の指定については、陽性者数や東京都の隣接地ということを考慮して決定しているとのことであったが、陽性者数について何か基準があるのか。また、今回は、措置区域の指定が継続されたが、指定区域の市町で人口10万人当たりの陽性者数が減少しているところもあれば、東京都の隣接地で陽性者数が多

いの指定されていない区域もある。区域の指定については、県民に多大な影響を与えているので、その都度慎重に検討すべきと思うがどうか」との質疑に対し、「まん延防止等重点措置区域の決定に当たっては、新規陽性者数、東京都の隣接、鉄道の結節という三つを基に総合的に判断しており、陽性者数については人口10万人当たりの陽性者数と実陽性者数を含めて判断の一つとしている。今回の区域の指定に当たっては、本年5月25日の専門家会議で措置区域の見直しについて意見を伺い、不明点の多いインド株が県内で発生したこと、変異株の感染動向が分かりづらく、感染爆発の懸念もあり、現在の措置区域を維持すべきだという意見をいただき、それを踏まえて、措置区域は変更なしと本部会議で決定した」との答弁がありました。

次に、「営業時間短縮要請の協力状況調査の結果、95%を超える協力率になっているようだが、協力していただけない店舗からはどのような意見があり、県はどう対応したのか。また、店舗からの貴重な意見を県庁全体でどのように共有して活用するのか」との質疑に対し、「協力していただけない店舗からは、従業員の雇用の関係や協力金では足りず営業しないと経営が厳しいとの意見があった。そのような店舗については、まず電話連絡をして協力金制度の案内を行い、粘り強く協力を依頼している。それでも協力していただけない10店舗に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請をした。いただいた意見は毎朝、幹部によるウェブミーティングで共有するほか、関係する産業労働部とも情報共有を図っている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

議案の審議結果

知事提出議案

議案番号	件名	要旨	議決結果
87	令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)	歳入歳出予算補正額 509億2,571万3千円 累計額 2兆2,585億1,670万円	原案可決

議員提出議案（意見書・決議）

議第17号議案

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等における事業者への支援措置の充実等を求める意見書

長引くコロナ禍の影響で、令和2年度の実質国内総生産（GDP）速報値は、前年度比4.6%減と、リーマン・ショックに見舞われた平成20年度の3.6%減を上回り、戦後最悪となった。

このような中、国は、経営に甚大な影響を受けた事業者を支援するべく各種制度を創設、改正するなどしている。

しかしながら、営業時間短縮要請等に応じた飲食店に支給する「感染防止対策協力金」については金額が十分とは言えず、事業者によっては運営にかかる固定費をまかなえないような状況である。また、酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請等の影響を受ける酒類販売事業者に対する支援制度も創設されるとともに、都道府県による上乘せ、横出し支援も認められたが、金額や要件が限定され、都道府県への財政支援も金額が限定されている。

さらに、都道府県から十分な感染防止対策等を実施していると認証されている飲食店においても、終日、酒類の提供が自粛要請されているのは、事業者には大きな負担である。

加えて、飲食店や酒類販売事業者以外の業種であっても、新型コロナウイルスの影響で大変苦しんでいる事業者も存在しているが、飲食店や酒類販売事業者と比べると支援は十分とは言えないなど、新型コロナウイルス感染症対策において、政策的整合性がとられているとは言い難い。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の長期化により多大な影響を受けている事業者に対する支援措置の充実を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 営業時間短縮要請等に応じた飲食店に支給する「感染防止対策協力金」に関し、事業者が安心して事業を継続できるよう金額を増額するとともに、地域の実情に応じた臨機応変な対策のために、地方公共団体の自主的な取組に対する財源措置を講ずるなど制度を充実させること。
- 2 酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮要請等の影響を受ける酒類販売事業者に対する支援制度に関し、売上に関する要件等を緩和するとともに、支給金額を増額できるよう更なる対策を講ずること。
- 3 都道府県から十分な感染防止対策等を実施していると認証されている飲食店に対しては、酒類の提供をはじめとする要請内容等を検討すること。
- 4 飲食店や酒類販売事業者以外の業種の事業者に対する支援についても整合性のとれた制度設計とし、その充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年5月31日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
経済再生担当大臣

様

原案可決

議第18号議案

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等における事業者への支援措置の充実等を求める決議

長引くコロナ禍の影響で、令和2年度の実質国内総生産（GDP）速報値は、前年度比4.6%減と、リーマン・ショックに見舞われた平成20年度の3.6%減を上回り、戦後最悪となった。

このような中、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのまん延防止等重点措置等により経営に甚大な影響を受けた事業者の支援措置が実施されている。

しかしながら、営業時間短縮要請等に応じた飲食店に支給する「感染防止対策協力金」については、取り巻く状況がさらに厳しくなっているにも関わらず金額が減額され、しかも、事業者によっては運営にかかる固定費をまかなえないような額であるため、廃業を決めたという声も聞かれる。

また、酒類販売事業者を支援する制度も創設され、さらに都道府県による上乘せ、横出し支援も認められたが、国によって金額や要件が限定されるなど、事業者に寄り添った制度になっていない。

さらに、十分な感染防止対策等を実施して、業種別ガイドライン等を遵守する事業者として県から彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証ステッカーを交付されている飲食店においても、終日、酒類の提供が自粛要請されているのは、事業者には大きな負担である。

加えて、飲食店や酒類販売事業者以外の業種に対する支援は十分とは言えないなど、新型コロナウイルス感染症対策において、政策的整合性がとられているとは言い難い。

よって、本県議会は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する支援措置の充実を図るため、県において下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 「感染防止対策協力金」に関し、国に対し、事業者の経営状況に応じて金額を増額するよう求めるとともに、県としても協力金について上乘せを図るなど支援を強化すること。
- 2 酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請等により影響を受ける酒類販売事業者に対する支援制度に関し、国に対し更なる支給金額増、要件緩和を求めるとともに、事業者への支給金額について、県独自の措置を講ずること。
- 3 県から彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証ステッカーを交付されている飲食店に対しては、酒類の提供をはじめとする要請内容等を検討するよう国に要望すること。

4 飲食店や酒類販売事業者以外の業種の事業者に対しても支援制度を創設し、業種間の整合性を図ること。

以上、決議する。

令和3年5月31日

埼 玉 県 議 会

原案可決

6月定例会のあらまし



議長 木下 高志



副議長 岡地 優

令和3年6月定例会について、御報告いたします。

令和3年6月定例会を6月14日(月)から7月2日(金)まで開催しました。知事から議案17件、議員から議案14件がそれぞれ提出され、計31議案について審議の上、採決を行いました。

その結果、知事提出議案では、「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)」など15件を原案どおり可決、「埼玉県教育委員会委員の任命について」など2件に同意しました。議員提出議案では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方への速やかな交付を求める意見書」など14件を原案どおり可決しました。

また、議会の運営に関する事項や議案を審査するため、議会運営委員会を招集告示日の6月7日(月)と会期中4日、計5日にわたって開催いたしました。

住民の意思を代表する議会として、今後とも、県政発展のため努力してまいります。

6月定例会

令和3年6月定例会会期日程

自 6月14日
至 7月2日 19日間

日次	月日	曜	開会時刻	摘 要
第1日	6月14日	月	午前10時	開会、知事提出議案の報告、上程
第2日	6月15日	火		議案調査
第3日	6月16日	水		”
第4日	6月17日	木		”
第5日	6月18日	金	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第6日	6月19日	土		休日休会
第7日	6月20日	日		”
第8日	6月21日	月	午前10時	知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問
第9日	6月22日	火	”	”
第10日	6月23日	水	”	”
第11日	6月24日	木	”	” 議案及び請願の委員会付託
第12日	6月25日	金		議案調査
第13日	6月26日	土		休日休会
第14日	6月27日	日		”
第15日	6月28日	月		委員会
第16日	6月29日	火		” ・ 議案調査
第17日	6月30日	水		” (特別)
第18日	7月1日	木		議案調査
第19日	7月2日	金	午前10時	委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

6月定例会の経過

6月7日（月）

議 運 日 誌（第1回）



議会運営副委員長
宇田川 幸夫



議会運営委員長
立石 泰広



議会運営副委員長
江原 久美子

午後2時1分開会

- 1 6月定例会の付議予定議案について、砂川副知事及び企画財政部長から説明。
- 2 請願の受付状況について、議事課長から説明。
- 3 質疑質問者数、質疑質問日数及び会派別日別質疑質問者の割り振りは次のとおりとすることを了承。

会派	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	計
自 民	1	1	2	2	3	9
県 民	1		1			2
民主フォーラム	1			1		2
公 明		1				1
共 産 党		1				1
改 革						
無 所 属						
計	3	3	3	3	3	15

- 4 質疑質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限は、休日を除いた開会日前日に当たる6月11日(金)の正午までとすることを了承。
- 5 6月定例会の会期予定は、委員長案を基に協議した結果、6月14日から7月2日までの19日間とすることを了承。
- 6 発言通告書の提出期限は、先例どおり、一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとすることを確認。

7 6月定例会会期中の新型コロナウイルス感染防止の対応について、次のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請することを了承。

(1) 本会議における対応

ア 3密回避のため、おおむね3分の1の議員は第4委員会室で審議する。

ただし、採決時は全員が本会議場で審議。

イ 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

ウ 議長席、演壇及び一般質問（一問一答式）の質問者席に透明なアクリル板を設置し、その場におけるマスクの着脱を可能とする。

エ 傍聴者は、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。傍聴者が多数の時は、一部委員会室でのモニター傍聴とする。

(2) 委員会における対応

ア 執行部の出席は、必要最小限の出席者とするよう要請する。

イ 傍聴者については、傍聴席の間隔を広げての着席を促す。

8 新型コロナウイルス感染防止のため、本会議における議員の出席について、次のとおり決定。

(1) 議長、副議長及び議運正副委員長を除き、議員を3区分し、休憩または散会ごとに交代で第4委員会室で審議する。

(2) 第4委員会室で審議する議員についても、本会議に出席したものとみなす。

(3) 登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、本会議場で審議する。

(4) 定めのない事項については、議長が判断する。

9 本会議のテレビ放送予定を了承。また、テレビ広報番組「こんにちは県議会です」を制作し、放映することを説明。

10 一般質問における一問一答式の答弁者の待機席の設置について、議会運営の効率化を図るため、演壇付近に待機席を設置し、次のとおり運用することを了承。

- (1) 答弁者は、自席から演壇へ移動して答弁。
- (2) 答弁後、待機席へ着席（知事を除く。）。
- (3) 質問者は、答弁者が待機席に着席したことを確認してから発言（再質問、再々質問又は次の項目）。
- (4) 質問者の発言が再質問（再々質問）の場合、又は次の質問項目の答弁者も同一である場合、答弁者は待機席で待機し、演壇へ移動して答弁。
- (5) 次の質問項目の答弁者が違う場合、答弁者は次の質問項目に移ったことを確認し、自席へ移動。

11 ペーパーレス会議システムの導入について、令和3年9月定例会からの試行に先立ち、システムの操作研修会を開催することを了承。
また、今後の議運で、ペーパーレス会議システムの導入に係る利用基準の策定や通信機器の持込み等に係る申合せについて協議していくことを了承。

12 自民から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方への速やかな交付を求める意見書を提出したい旨の発言がなされ、開会日6月14日の議運で、案文、提案者等を確認の上、同日の本会議に上程することを了承。

午後2時33分閉会

■ 第1日〔6月14日（月）〕

◆ 代 表 者 会 議 ◆

午前9時2分開会

- 1 知事追加提出議案（人事議案）について、知事から説明。
- 2 埼玉県議会「埼玉県・オハイオ州姉妹提携30周年」親善訪問団の派遣について協議。昨年6月定例会で延期を決定したが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえ、派遣を中止せざるを得ないとの意向が議長から示され、中止に向けて手続きを進めることを了承。議運に今後の手続きを依頼。

午前9時4分休憩

午前9時5分再開

午前9時6分閉会

議 運 日 誌（第1回）

午前9時31分開会

- 1 小林哲也議員から議長宛てに議員辞職願が提出された旨の報告があり、本日の本会議冒頭で、異議なし採決により諮ることを了承。
また、辞職許可後の会派別所属議員数は次のとおりとなることを確認。

会派名称（略称）	所属議員数	代表者氏名
埼玉県議会自由民主党議員団 （自 民）	49	小 島 信 昭
無所属県民会議 （県 民）	14	岡 重 夫
埼玉民主フォーラム （民主フォーラム）	10	田 並 尚 明
埼玉県議会公明党議員団 （公 明）	9	西 山 淳 次
日本共産党埼玉県議会議員団 （共産党）	6	柳 下 礼 子
無所属改革の会 （改 革）	1	中 川 浩
無 所 属	1	—
合 計	90 (欠員3)	

- 2 小林哲也議員の辞職許可後、会派別所属議員数の変更に伴い、自民の議席の枠を変更することを了承し、これを受けて、自民の議席を変更することを了承。

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、6月18日(金)からとすることを了承。

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことを了承。

- 3 常任委員の所属変更について、次のとおり了承。

本 木 茂 議員（自民）

総務県民生活 → 産業労働企業

- 4 知事追加提出議案について、砂川副知事から説明。

- 5 本定例会において質疑質問を行う議員の氏名を確認し、発言順位の調整を行った。

その結果は次のとおりである。

月日(曜)	発言順位	議席番号	氏名	会派名	質問形式
6月18日(金)	1	50	日下部伸三	自 民	一問一答
	2	2	岡村ゆり子	県 民	一問一答
	3	25	町田 皇介	民主フォーラム	一問一答
6月21日(月)	1	21	宮崎 吾一	自 民	一問一答
	2	9	深谷 顕史	公 明	一 括
	3	27	守屋 裕子	共 産 党	一 括
6月22日(火)	1	6	高橋 稔裕	自 民	一問一答
	2	14	八子 朋弘	県 民	一 括
	3	22	関根 信明	自 民	一 括
6月23日(水)	1	38	内沼 博史	自 民	一問一答
	2	42	山根 史子	民主フォーラム	一 括
	3	35	浅井 明	自 民	一問一答
6月24日(木)	1	48	細田 善則	自 民	一問一答
	2	33	吉良 英敏	自 民	一問一答
	3	69	梅澤 佳一	自 民	一 括

6 議員提出議案について

- (1) 意見書案1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 提案説明はないことを確認。
- (3) 質疑はないことを確認。
- (4) 委員会審査は省略することを確認。
- (5) 討論はないことを確認。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
議第19号議案	各会派、無所属とも原案可決に賛成

7 意見書・決議案について、各会派から提出するものは、件名を質疑質問の中日・6月22日(火)、案文を質疑質問の最終日・6月24日(木)、それぞれ午後5時までに議運委員長に提出することを了承。各会派間において意見調整を必要とするものを正副委員長に一任することについて、自民から、意見書・決議案の調整方法に係る提案があり、今後の議運で協議していくことを了承。

また、委員会から提出するものは、最終日・7月2日(金)の朝までに議運委員長に報告することを了承。

8 埼玉県議会「埼玉県・オハイオ州姉妹提携30周年」親善訪問団の派遣について、本日の代表者会議において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止せざるを得ないとの意向が、議長から示された旨の報告がなされ、今後の議運で協議することを了承。

9 本日の議事日程を確認。

10 県政記者クラブ加盟社が、本定例会の本会議をテレビ取材することを了承。

午前9時53分休憩

〔本 会 議〕

本日招集の令和3年6月定例会は、午前10時6分に開会され、直ちにこの日の本会議が開かれた。

まず、小林哲也議員の議員辞職の件が議題とされ、許可された。

次に、

58番 萩原一寿 議員

59番 水村篤弘 議員

の2名が会議録署名議員に指名された後、本定例会の会期は、本日から7月2日までの19日間とすることに決定された。

次に、常任委員の所属変更が次のとおり行われた。

本木 茂 議員 (自民)

総務県民生活 → 産業労働企業

次に、議員から提出された議第19号議案(意見書案1件)の報告後、本議案を急施事件と認め、上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、討論もなく、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

次に、諸報告に入り、

- 1 5月臨時会において可決した意見書・決議の処理結果
- 2 一般会計継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越し繰越
- 3 特別会計継続費通次繰越
- 4 公営企業会計継続費通次繰越、予算繰越
- 5 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく法人の経営状況
- 6 現金出納検査結果(令和3年4月分)
- 7 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の報告がなされた。

次に、本定例会に知事から提出された議案14件の報告がなされた後、知事提出議案が一括上程され、知事の提案説明が行われた。

最後に、議席の一部変更が行われた。

●会議時間及び出席議員数

午前10時6分開会 午前10時21分散会

出席議員90人 欠席議員1人
(令和3年6月14日現在在職議員91人)
※小林哲也議員辞職許可後の在職議員数は90人

■ 第2日〔6月15日(火)〕

議案調査

■ 第3日〔6月16日(水)〕

議案調査

■ 第4日〔6月17日(木)〕

議案調査

■ 第5日〔6月18日(金)〕

議 運 日 誌

午前9時30分開会

- 1 知事追加提出議案(第102号議案)について、砂川副知事及び企画財政部長から説明(急施を要するので、他の案件に先立って審議されたい旨、要請があった。)
- 2 知事追加提出議案(第102号議案)の取扱いについて
 - (1) 本日の本会議に上程、提案説明を行うこと、一般質問3人目終了後に、質疑、委員会付託を行い、委員会を開会。その後、委員長報告を行い、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行うことを了承。
 - (2) 質疑がある場合には次のとおりとすることを了承。
 - ア 各会派及び無所属のそれぞれ1人以内
 - イ 質疑時間は1人5分以内
 - ウ 再質疑及び再々質疑は、先例のとおり良識の範囲内
 - エ 発言順序は多数会派順
 - オ 発言通告書の提出期限は、一般質問1人目終了後の休憩中速やかに
- 3 オンライン委員会の運用基準案について、内容を確認し、今後の議運で協議していくことを了承。
- 4 ペーパーレス会議システムの利用基準案について、内容を確認し、今後の議運で協議していくことを了承。

- 5 本日の議事日程を確認。
- 6 去る6月7日(月)の議運申合せを受け、今定例会の一般質問期間中は知事、副知事及び質疑・質問に係る部長等のみが本会議に出席することを了承。
午前9時49分散会

〔本 会 議〕

午前10時01分、この日の本会議が開かれ、まず、本定例会に提出された請願3件の報告が行われた。次に、知事追加提出議案(第102号議案)の報告、上程がなされ、知事の提案説明が行われた。

次に、知事提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問に入り、

51番 日下部 伸 三 議員(自民)
が登壇し、午前11時34分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第2回)

午後0時41分再開

- 1 知事提出急施議案(第102号議案)について
 - (1) 68番須賀敬史議員(自民)が質疑を行うことを確認。
なお、ほかに質疑はないことを確認。
 - (2) 付託表のとおり、各委員会に付託することを了承。
- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
午後0時42分散会

〔本 会 議〕

午後1時1分、本会議が再開され、質疑質問が続行され、

2番 岡 村 ゆり子 議員(県民)
25番 町 田 皇 介 議員(民主フォーラム)
が順次登壇した。

次に、知事提出急施議案(第102号議案)に対する質疑に入り、68番須賀敬史議員(自民)が質疑を行い、これに対し、知事が答弁を行った後、同議案が各所管の委員会に付託された。

ここで、会議時間の延長が行われ、午後2時5分、再度休憩した。

〔委 員 会〕

本会議休憩中、知事提出急施議案(第102号議案)

の審査のため、企画財政、福祉保健医療、産業労働企業及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

議 運 日 誌 (第 3 回)

午後 9 時 29 分再開

- 1 知事提出急施議案 (第102号議案) に係る各常任委員会の審査結果を確認。
- 2 次の本会議休憩までの議事日程を確認。

午後 9 時 30 分休憩

〔本 会 議〕

午後 9 時 39 分、本会議が再開され、まず、各常任委員会の審査結果報告 (文書) が行われた後、知事提出急施議案 (第102号議案) が上程され、各常任委員長の審査経過報告 (口頭) に入り、

千葉達也 企画財政 副委員長
岡田静佳 福祉保健医療 委員長
松井弘 産業労働企業 副委員長
権守幸男 警察危機管理防災 副委員長
が順次登壇し、午後 9 時 53 分、再度休憩した。

議 運 日 誌 (第 4 回)

午後10時 9 分再開

- 1 知事提出急施議案 (第102号議案) について
(1) 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
(2) 議案に対する討論について、次のとおり確認。
ア 16番中川浩議員 (改革) が反対の立場から討論を行う。
イ ほかに討論はない。
(3) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第102号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、共産党、無所属は原案可決に賛成、改革は原案可決に反対

- 3 今後の議事日程を確認。
- 4 企画財政部長から、原和也警察本部長が、さいたま市大宮区の人質立てこもり事件に対応しているため、古田土等警察本部総務部長が次の本会議に出席することが報告され、了承。

午後10時11分散会

〔本 会 議〕

午後10時21分、本会議が再開され、知事提出急施議案 (第102号議案) について、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

16番 中川 浩 議員 (改革)
が討論を行い、採決が行われた結果、原案のとおり可決された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時 1 分開議	午前10時10分休憩
午前10時18分再開	午前11時34分休憩
午後 1 時 1 分再開	午後 2 時 5 分休憩
午後 3 時 1 分再開	午後 4 時 25分休憩
午後 9 時 39分再開	午後 9 時 53分休憩
午後10時21分再開	午後10時24分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第 6 日〔6月19日 (土)〕

休日休会

■ 第 7 日〔6月20日 (日)〕

休日休会

■ 第 8 日〔6月21日 (月)〕

〔本 会 議〕

午前10時 3 分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

22番 宮崎 吾一 議員 (自民)

9番 深谷 顕史 議員 (公明)

27番 守屋 裕子 議員 (共産党)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時 3 分開議	午前11時19分休憩
午後 1 時再開	午後 2 時 7 分休憩
午後 3 時再開	午後 4 時 25分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第 9 日〔6月22日 (火)〕

〔本 会 議〕

午前10時 2 分、この日の本会議が開かれ、質疑質

問が続行された。

この日は、

7番 高橋 稔 裕 議員 (自民)

14番 八子 朋 弘 議員 (県民)

23番 関根 信 明 議員 (自民)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時2分開議 午前11時21分休憩

午後1時再開 午後2時9分休憩

午後3時1分再開 午後4時9分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第10日〔6月23日(水)〕

〔本会議〕

午前10時1分、この日の本会議が開かれ、質疑質問が続行された。

この日は、

39番 内沼 博 史 議員 (自民)

42番 山根 史 子 議員 (民主フォーラム)

36番 浅井 明 議員 (自民)

が順次登壇した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時1分開議 午前11時12分休憩

午後1時再開 午後2時4分休憩

午後3時再開 午後4時2分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第11日〔6月24日(木)〕

議 運 日 誌

午前9時29分開会

1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更を了承。

また、このことについて、本会議冒頭で報告することを了承。

2 予算特別委員会の附帯決議について、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があったことを報告。

この件について、関係する委員会において、執行部から報告を行わせることを了承。

3 議案(第88号議案～第101号議案)及び請願を、付託表のとおり各委員会に付託することを了承。

4 各会派から提出された意見書・決議案の件

名を確認。

また、去る6月14日の議運において、自民から発言があった意見書・決議案の調整方法について、従来どおり、各会派間における取りまとめを、正副委員長に一任することです承。

5 埼玉県浦和競馬組合議会から、同組合議会議員4名の補欠選挙の依頼があり、この件について、今後の議運で選挙の方法等について協議することを了承。

6 本日の議事日程を確認。

7 企画財政部長から、次期埼玉県5か年計画の策定準備を進めており、計画案を9月定例会で議案として提案したいと考えている旨発言。この件について、必要に応じて、今後の議運で協議していくことを了承。

午前9時37分散会

〔本会議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、諸報告に入り、

1 監査結果報告(埼玉県県央地域振興センターほか146か所)

2 埼玉県議会定例会議案等に係る変更表の提出の報告がなされた。

次に、陳情の報告が行われた後、質疑質問が続行され、この日は、

49番 細田 善 則 議員 (自民)

34番 吉良 英 敏 議員 (自民)

70番 梅澤 佳 一 議員 (自民)

が順次登壇し、本定例会の質疑質問は終了した。

次に、本定例会に提出された第88号議案～第101号議案及び請願が各所管の委員会に付託された。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前11時18分休憩

午後1時2分再開 午後2時17分休憩

午後3時1分再開 午後4時9分散会

出席議員90人 欠席議員なし

■ 第12日〔6月25日(金)〕

議案調査

議 運 日 誌 (第 1 回)

■ 第13日〔6月26日(土)〕

休日体会

■ 第14日〔6月27日(日)〕

休日体会

■ 第15日〔6月28日(月)〕

〔常任委員会〕

この日は、企画財政、総務県民生活、環境農林、福祉保健医療、産業労働企業、県土都市整備、文教及び警察危機管理防災の各常任委員会が開かれた。

■ 第16日〔6月29日(火)〕

〔委員会〕・議案調査

この日は新型コロナウイルス感染症対策特別委員会が開かれた。

■ 第17日〔6月30日(水)〕

〔特別委員会〕

この日は、自然再生・循環社会対策、地方創生・行財政改革、公事業対策、少子・高齢福祉社会対策、経済・雇用対策、危機管理・大規模災害対策及び人材育成・文化・スポーツ振興の各特別委員会が開かれた。

■ 第18日〔7月1日(木)〕

議案調査

■ 第19日〔7月2日(金)〕

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 代 表 者 会 議 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

午後1時開会

保健医療部の議事堂使用について協議。6月29日の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会で自民から提案のあった保健医療部感染症対策課の業務効率化を図るための議事堂使用について知事から議長あてに依頼があったことを報告。当該依頼に応じ、7月中下旬から感染症がある程度収束する段階まで、議事堂内の議員面会サロンを執務スペースとして提供することを了承。

午後1時3分閉会

午前9時30分開会

- 1 各常任委員会の審査結果を確認。
 - 2 討論を行いたい旨の申出があった請願1件について協議した結果、討論は行わないことを決定。
 - 3 議会運営委員会の閉会中の特定事件を決定。
 - 4 埼玉県議会「埼玉県・オハイオ州姉妹提携30周年」親善訪問団派遣の中止について、議運委員の連名の議員提出議案として提案することを了承。
 - 5 調整後の意見書・決議案の件名を確認。
 - 6 今後の意見書・決議案の取扱いについて、件名が報告された後、議会運営委員会正副委員長が意見調整した結果、議会運営委員会から提出に至らなかった意見書案又は決議案については、同一定例会においては意見書の提出及び決議を内容とする動議は提出しない旨、申し合わせることを了承。
 - 7 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、指名推選の方法で行うこと及び会派別配分を自民2、県民1、民主フォーラム1とすることを了承。なお、次の本会議休憩中に、議員を推薦する会派から候補者を報告することを確認。
また、選挙の日程は全ての議案の採決後とすることを了承。
 - 8 オンライン委員会の運用基準について、去る6月18日の議運において確認した案のとおり、決定することを了承。
 - 9 ペーパーレス会議システムの利用基準について、去る6月18日の議運において確認した案のとおり、決定することを了承。
 - 10 本会議及び委員会への情報機器の持込みについて、執行部も同様に、情報機器の持込みを認めること了承。
 - 11 「埼玉県行政に係る基本的な計画について 議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和3年度の策定等予定計画一覧表についての変更を了承。
 - 12 次の本会議休憩までの議事日程を確認。
- 午前9時40分休憩

〔本 会 議〕

午前10時、この日の本会議が開かれ、まず、現金出納検査結果（令和3年5月分）の報告がなされた。次に、各常任委員会の審査結果報告（文書）が行われた後、第88号議案～第101号議案及び請願が一括上程され、各常任委員長の審査経過報告（口頭）に入り、

細 田 善 則 企 画 財 政 委 員 長
 横 川 雅 也 総 務 県 民 生 活 委 員 長
 吉 良 英 敏 環 境 農 林 委 員 長
 岡 田 静 佳 福 祉 保 健 医 療 委 員 長
 永 瀬 秀 樹 産 業 労 働 企 業 委 員 長
 木 下 博 信 県 土 都 市 整 備 委 員 長
 美 田 宗 亮 文 教 委 員 長
 内 沼 博 史 警 察 危 機 管 理 防 災 委 員 長

が順次登壇した。

次に、各特別委員会の付託案件が一括上程され、各特別委員長の審査経過及び結果報告に入り、

新 井 豪 自然再生・循環社会対策 特別委員長
 齊 藤 邦 明 地方創生・行財政改革 特別委員長
 須 賀 敬 史 公 社 事 業 対 策 特別委員長
 白 土 幸 仁 少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 特別委員長
 小 川 真 一 郎 経 済 ・ 雇 用 対 策 特別委員長
 新 井 一 徳 危 機 管 理 ・ 大 規 模 災 害 対 策 特別委員長
 武 内 政 文 人 材 育 成 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 特別委員長
 小 島 信 昭 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 特別委員長

が順次登壇し、午前11時24分、一旦休憩した。

議 運 日 誌 (第 2 回)

午後1時58分再開

- 1 各委員長の報告に対する質疑はないことを確認。
- 2 議案に対する討論について、次のとおり確認。
 - (1) 27番守屋裕子議員（共産党）が、第96号議案及び第101号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - (2) その他の議案に対する討論はない。
- 3 議案及び請願の採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
1 議案 (1) 第96号議案及び第101号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、改革、無所属は原案可

(2) 第88号議案～第95号議案及び第97号議案～第100号議案	決に賛成、共産党は原案可決に反対 各会派、無所属とも原案可決に賛成
2 請願 議請第3号	自民、民主フォーラム、公明、共産党、改革、無所属は採択に賛成、県民は採択に反対
議請第1号	自民、県民、民主フォーラム、公明は不採択に賛成、共産党、改革、無所属は不採択に反対
議請第2号	各会派、無所属とも趣旨採択

4 知事追加提出議案について

- (1) 正規の手続を省略し、直ちに採決することを了承。
- (2) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
第103号議案及び第104号議案	各会派、無所属とも同意に賛成

5 議員提出議案について

- (1) 意見書案12件、決議案1件の案文及び提案者を確認。
- (2) 各議案とも提案説明はないことを確認。
- (3) 各議案とも質疑はないことを確認。
- (4) 各議案とも委員会審査は省略することを確認。
- (5) 議案に対する討論について次のとおり確認。
 - ア 63番鈴木正人議員（県民）が、議第27号議案に対し反対の立場から、議第28号議案に対し賛成の立場から討論を行う。
 - イ 78番柳下礼子議員（共産党）が、議第29号議案～議第31号議案に対し反対の立場から討論を行う。
 - ウ その他の議案に対する討論はない。
- (6) 採決区分は次のとおりであることを確認。

区 分	備 考
(1) 議第27号議案	自民、民主フォーラム、公明、共産党、改革、無所属は原案可決に賛成、県民は原案可決に反対
(2) 議第28号議案	自民、県民、民主フォーラム、共産党、改革、無所属は原案可決に賛成、公明は原案可決に反対
(3) 議第29号議案～議第31号議案	自民、県民、民主フォーラム、公明、改革、無所属は原案可決に賛成、共産党は原案可決に反対

(4)議第20号議案～議第26号
議案

各会派、無所属とも原案可決
に賛成

- 6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙について、各会派から推薦された候補者を了承。
- 7 今後の議事日程を確認。
- 8 9月定例会の会期予定案について、9月24日（金）～10月14日（木）の日程で執行部と調整中である旨を報告。
午後2時6分閉会

〔本会議〕

午後2時43分、本会議が再開され、まず、各委員長の報告に対する質疑はなく、続いて討論に入り、

27番 守屋裕子 議員（共産党）
が討論を行った。

次に、採決が行われた結果、議案については、
原案可決 15件
請願については、

- 採 択 1件
- 趣旨採択 1件
- 不採択 1件

と決定された。

次に、各特別委員会の付託案件並びに議会運営委員会及び各常任委員会の特定事件が、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定された。

次に、知事から追加提出された第103号議案及び第104号議案の報告、一括上程がなされ、即決の結果、同意することに決定された。

次に、議員から提出された議第20号議案～議第32号議案（意見書案12件、決議案1件）の報告、一括上程がなされ、提案説明は省略され、質疑はなく、委員会審査は省略され、続いて討論に入り、

- 63番 鈴木正人 議員（県民）
- 78番 柳下礼子 議員（共産党）

が順次討論を行い、採決が行われた結果、いずれも原案のとおり可決された。

次に、埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙が指名推選の方法により行われ、その結果、

- 29番 松坂喜浩 議員（県民）
- 38番 横川雅也 議員（自民）
- 42番 山根史子 議員（民主フォーラム）
- 87番 小島信昭 議員（自民）

がそれぞれ当選し、本定例会の議事は全部終了した。

最後に、知事から挨拶があり、午後3時13分、令和3年6月定例会は閉会した。

●会議時間及び出席議員数

午前10時開議 午前11時24分休憩
午後2時43分再開 午後3時13分閉会
出席議員89人 欠席議員1人
（令和3年7月2日現在在職議員90人）

■ 会 期

6月14日（月）～7月2日（金）19日間
会期延長なし

■ 議決結果

議決件数	31件（うち議員提出のもの14件）
原案可決	29件
同 意	2件
請願件数	3件
採 択	1件
趣旨採択	1件
不採択	1件



議席一覽表

(3.7.2現在)



演壇

会派構成

自由民主党	49人	日本共産党	6人
無所属県民会議	14人	無所属改革の会	1人
埼玉民主フォーラム	10人	無所属	1人
公明党	9人	計	90人

正副議長

議長 木下高志 副議長 岡地 優

委員会委員名簿

(3.7.2現在)

(◎印は委員長、○印は副委員長を示す。)

議会運営委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
議会運営 (17)	◎立石泰広 (自 民) ○宇田川幸夫 (自 民) ○江原久美子 (県 民)	橋詰 昌児 (公 明)
		松坂 喜浩 (県 民)
		石川 忠義 (県 民)
		岡田 静佳 (自 民)
		萩原 一寿 (公 明)
		秋山 文和 (共産党)
		須賀 敬史 (自 民)
		中屋敷慎一 (自 民)
		山本 正乃 (駐71-74)
		神尾 高善 (自 民)
		田村 琢実 (自 民)
		宮崎栄治郎 (自 民)
		小谷野五雄 (自 民)
		木村 勇夫 (駐71-74)

図書室委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
図書室 (14)	◎飯塚俊彦 (自 民) ○永瀬秀樹 (自 民)	白根 大輔 (駐71-74)
		杉田 茂実 (県 民)
		山口 京子 (自 民)
		高木 功介 (自 民)
		橋詰 昌児 (公 明)
		東間亜由子 (駐71-74)
		前原かづえ (共産党)
		岡 重夫 (県 民)
		白土 幸仁 (自 民)
		小川真一郎 (自 民)
		神尾 高善 (自 民)
		小島 信昭 (自 民)

常任委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
企画財政 (12)	◎細 田 善 則 (自 民) ○千 葉 達 也 (自 民)	白根 大輔 (駐ﾌｵｰﾙ) 杉田 茂実 (県 民) 中川 浩 (改 革) 江原久美子 (県 民) 松澤 正 (自 民) 安藤 友貴 (公 明) 白土 幸仁 (自 民) 田村 琢実 (自 民) 長峰 宏芳 (自 民) 欠	産業労働 企 業 (12)	◎永 瀬 秀 樹 (自 民) ○松 井 弘 (自 民)	深谷 顕史 (公 明) 飯塚 俊彦 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 水村 篤弘 (駐ﾌｵｰﾙ) 秋山 文和 (共産党) 木下 高志 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐ﾌｵｰﾙ)
総 務 県民生活 (12)	◎横 川 雅 也 (自 民) ○関 根 信 明 (自 民)	並木 正年 (県 民) 前原 かづえ (共産党) 日下部 伸三 (自 民) 醍 醐 清 (県 民) 梅澤 佳一 (自 民) 宇田川幸夫 (自 民) 立石 泰広 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐ﾌｵｰﾙ) 欠	県土都市 整 備 (12)	◎木 下 博 信 (自 民) ○萩 原 一 寿 (公 明)	阿左美健司 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 中野 英幸 (自 民) 新井 一徳 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 齊藤 正明 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐ﾌｵｰﾙ)
環境農林 (11)	◎吉 良 英 敏 (自 民) ○橋 詰 昌 児 (公 明)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 秋山 もえ (共産党) 山根 史子 (駐ﾌｵｰﾙ) 井上 航 (県 民) 小川真一郎 (自 民) 武内 政文 (自 民) 諸井 真英 (自 民) 小島 信昭 (自 民)	文 教 (11)	◎美 田 宗 亮 (自 民) ○山 口 京 子 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 八子 朋弘 (県 民) 辻 浩司 (駐ﾌｵｰﾙ) 浅井 明 (自 民) 新井 豪 (自 民) 岡地 優 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 柳下 礼子 (共産党)
福 祉 保健医療 (12)	◎岡 田 静 佳 (自 民) ○渡 辺 大 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 町田 皇介 (駐ﾌｵｰﾙ) 松坂 喜浩 (県 民) 藤井 健志 (自 民) 小久保憲一 (自 民) 村岡 正嗣 (共産党) 山本 正乃 (駐ﾌｵｰﾙ) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	警 察 危機管理 防 災 (11)	◎内 沼 博 史 (自 民) ○権 守 幸 男 (公 明)	高橋 稔裕 (自 民) 高木 功介 (自 民) 東間亜由子 (駐ﾌｵｰﾙ) 浅野目義英 (無所属) 鈴木 正人 (県 民) 齊藤 邦明 (自 民) 須賀 敬史 (自 民) 宮崎栄治郎 (自 民) 欠

特別委員会委員

委員会名 (定数)	正副委員長	委 員	委員会名 (定数)	正副委員長	委 員
自然再生・ 循環社会 対 策 (13)	◎新 井 豪 (自 民) ○藤 井 健 志 (自 民)	阿左美健司 (自 民) 高橋 稔裕 (自 民) 柿沼 貴志 (県 民) 横川 雅也 (自 民) 東間亜由子 (駐 ⁷ ホ-ム) 浅野目義英 (無所属) 萩原 一寿 (公 明) 村岡 正嗣 (共産党) 醍醐 清 (県 民) 神尾 高善 (自 民) 小谷野五雄 (自 民)	経 済 ・ 雇 用 対 策 (13)	◎小 川 真一郎 (自 民) ○宇田川 幸 夫 (自 民)	宮崎 吾一 (自 民) 守屋 裕子 (共産党) 並木 正年 (県 民) 岡 重夫 (県 民) 細田 善則 (自 民) 中野 英幸 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 蒲生 徳明 (公 明) 高木 真理 (駐 ⁷ ホ-ム) 齊藤 正明 (自 民) 欠
地方創生・ 行財政改革 (13)	◎齊 藤 邦 明 (自 民) ○飯 塚 俊 彦 (自 民)	平松 大佑 (県 民) 逢澤圭一郎 (自 民) 松坂 喜浩 (県 民) 内沼 博史 (自 民) 前原かづえ (共産党) 日下部伸三 (自 民) 権守 幸男 (公 明) 山本 正乃 (駐 ⁷ ホ-ム) 田村 琢実 (自 民) 本木 茂 (自 民) 田並 尚明 (駐 ⁷ ホ-ム)	危機管理・ 大 規 模 災 害 対 策 (13)	◎新 井 一 徳 (自 民) ○安 藤 友 貴 (公 明)	深谷 顕史 (公 明) 八子 朋弘 (県 民) 杉 茂実 (県 民) 千葉 達也 (自 民) 松井 弘 (自 民) 町田 皇介 (駐 ⁷ ホ-ム) 岡田 静佳 (自 民) 永瀬 秀樹 (自 民) 秋山 文和 (共産党) 梅澤 佳一 (自 民) 欠
公社事業 対 策 (13)	◎須 賀 敬 史 (自 民) ○浅 井 明 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 秋山 もえ (共産党) 高木 功介 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 吉良 英敏 (自 民) 山根 史子 (駐 ⁷ ホ-ム) 井上 航 (県 民) 荒木 裕介 (自 民) 高橋 政雄 (自 民) 小島 信昭 (自 民) 石渡 豊 (公 明)	人材育成・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 (13)	◎武 内 政 文 (自 民) ○松 澤 正 (自 民)	白根 大輔 (駐 ⁷ ホ-ム) 中川 浩 (改 革) 渡辺 大 (自 民) 江原久美子 (県 民) 美田 宗亮 (自 民) 鈴木 正人 (県 民) 立石 泰広 (自 民) 塩野 正行 (公 明) 諸井 真英 (自 民) 宮崎 栄治郎 (自 民) 欠
少 子 ・ 高 齢 福 祉 社 会 対 策 (13)	◎白 土 幸 仁 (自 民) ○木 下 博 信 (自 民)	岡村ゆり子 (県 民) 山口 京子 (自 民) 関根 信明 (自 民) 橋詰 昌児 (公 明) 石川 忠義 (県 民) 小久保憲一 (自 民) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 柳下 礼子 (共産党) 長峰 宏芳 (自 民) 西山 淳次 (公 明) 木村 勇夫 (駐 ⁷ ホ-ム)	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 (18)	◎小 島 信 昭 (自 民) ○本 木 茂 (自 民)	金野 桃子 (県 民) 岡村ゆり子 (県 民) 深谷 顕史 (公 明) 秋山 もえ (共産党) 千葉 達也 (自 民) 辻 浩司 (駐 ⁷ ホ-ム) 藤井 健志 (自 民) 横川 雅也 (自 民) 石川 忠義 (県 民) 岡田 静佳 (自 民) 荒木 裕介 (自 民) 萩原 一寿 (公 明) 水村 篤弘 (駐 ⁷ ホ-ム) 須賀 敬史 (自 民) 中屋敷慎一 (自 民) 田村 琢実 (自 民)

知事 提案説明



知事 大野元裕

本日ここに6月定例県議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御参会を賜り、議案をはじめ、当面する県政の諸課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されてから約2か月が経過し、新規陽性者数や確保病床の使用率は少しずつ下がってきております。

こうした状況において、L452Rいわゆるデルタ株をはじめとする変異株への懸念がある中、再び感染拡大となる事態を避けるために市町村とも連携しながらワクチン接種を迅速に進めていく必要があります。

一方、感染拡大が長期化し、人流抑制のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが延長されたことで、国内、県内の経済活動への影響は深刻なものとなっています。

5月の国の月例経済報告では、景気判断を3か月ぶりに下方修正するなど依然として厳しい状況であると示されました。特に個人消費では緊急事態宣言の影響で飲食業や宿泊業の落ち込みが大きくなっているとしています。

また、県の四半期経営動向調査では、緊急事態宣言下にあった昨年の4月から6月期の景気動向指数が、リーマンショック時を超える、調査開始以来最大の下げ幅となりました。今年の1月から3月期では持ち直しの動きがみられるものの、まん延防止等重点措置を講じる状況が続いていることなどから、県内経済はコロナ禍以前の水準までは回復していない状況にあります。

県といたしましては、引き続き県民や事業者の皆様のご協力をいただきながら感染拡大防止対策を実施するとともに、新型コロナウイルス対策のゲームチェンジャーとなりうるワクチンを、1日でも早く多くの方々に接種いただけるよう取り組んでまいります。

あわせて、外出自粛などの影響を受けている事業者へ効果的な支援を行うなど、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるよう、全力で対策を推進してまいります。

それでは、今定例会に御提案申し上げました諸議案のうち、主なものにつきまして、順次、御説明いたします。

はじめに、第88号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）」でございます。

今回の補正予算案は、まん延防止等重点措置等により経営に影響を受けている県内事業者を支援するとともに感染拡大防止対策の実施に要する経費を中心に編成しております。

以下、主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、県内事業者への支援として、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響により、令和3年4月から6月の月間売上が前年又は前々年同期比で50%以上減少している事業者を対象に、国が給付する月次支援金に加算して協力支援金を支給します。

また、飲食店の酒類の提供自粛等により大きな影響を受けた酒類販売事業者等には、国が給付する月次支援金に加算するとともに、売上減少率が30%以上50%未満の事業者まで対象を拡大して協力支援金を支給します。

加えて、感染防止対策等に取り組む宿泊事業者及び地域公共交通事業者のほか、県公式観光サイトを活用した販売促進により県産品製造事業者を支援してまいります。

次に、感染拡大防止を図るため、高齢者等が入所する施設の職員を対象としたPCR検査を継続するとともに、検査対象を通所施設の職員にも拡大します。

このほか、県立学校において保護者が負担する修学旅行キャンセル料への助成や生活困窮者の自立に

向けた支援体制の強化などについて取り組んでまいります。

この結果、一般会計の補正額は、121億498万6千円となり、既定予算との累計額は、2兆2,706億2,168万6千円となります。

次に、その他の議案のうち主なものにつきまして、御説明いたします。

第97号議案「埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田園居住地域を追加するとともに、屋外広告物の倒壊等による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示する者等に点検義務を新たに課すことなどを定めるものでございます。

第99号議案は、県東部地域特別支援学校（仮称）新築工事の工事請負契約の締結に係るものでございます。

その他の議案につきましては、提案理由等により御了承をいただきたいと存じます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔追加提案説明〕

（令和3年6月18日）

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

本県は、4月20日から6月20日までの期間、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域とされ、県民や事業者の皆様の御協力をいただきながら対策を講じてまいりました。

この間、新規陽性者数や病床使用率の減少につながることができましたが、本県のN501Y変異株の割合は陽性者の8割を超えるなど、新型コロナウイルス感染症の脅威が去った訳ではありません。

隣接する東京都では新規陽性者数が下げ止まりと

なっており、第3波の爆発的な感染拡大前とほぼ同数の高い値で推移していることから、今後感染の再拡大も懸念されているという状況が見受けられます。

東京都との結びつきが強い本県において、特に往来が頻繁な地域を中心に引き続き感染拡大防止対策に取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえ、専門家にも意見を伺った上で検討を行い、6月16日に特措法に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間の延長に係る公示を行うよう国に要請いたしました。

国では6月17日に、本県が重点措置を実施すべき期間を7月11日まで延長することを決定し、公示するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更したところです。

これを受け、本県では他の市町村と比較して直近の新規陽性者数が多いさいたま市及び川口市の2市について、引き続き重点措置を実施すべき区域とし、重点措置を解除する13市町を含むその他の地域とともに飲食店等に対する営業時間の短縮等を要請することいたしました。

また、国はワクチン接種を希望する高齢者への接種を7月末までに完了させることを目標とし新たな財政支援を講じるとともに、生活困窮者への支援も強化したところです。

今回の補正予算案は、これら当面緊急に対応すべき事業に係る経費を計上するものでございます。

以下、補正予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてです。

6月21日から7月11日までの21日間、措置区域のさいたま市及び川口市の2市において、飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までとし、さらに酒類の提供に当たっては、「彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店プラス」の認証を受け、人数上限を1人、又は同居家族のみに限った上で、酒類の提供時間を午前11時から午後7時までとすることな

どを要件に協力金を支給いたします。

また、その他の地域では、営業時間を午前5時から午後9時までとし、さらに酒類の提供に当たっては、安心宣言飲食店プラスの認証を受け、人数上限を4人以下、又は同居家族のみに限った上で、酒類の提供時間を午前11時から午後8時までとすることなどを要件に協力金を支給します。

また、同期間、措置区域において建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に協力金を支給します。

さらに、「彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店プラス」の取得を県内全域において推進するとともに、飲食店等の感染拡大防止対策の確実な実施を担保するため、認証にあたってのチェック項目の遵守状況について店舗に個別訪問し確認を行います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化です。

国が目標とする、希望する高齢者への7月末までの接種を終えるため、医療機関に対し、接種回数や期間に応じて接種費用への上乗せの助成を行うことで個別接種の促進を図ります。

また、市町村の意向も踏まえ、高齢者の接種が終了する8月以降について、県民生活の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーの優先接種などを進めてまいります。

具体的には、市町村のワクチン接種体制を補完するため、県が運営する集団接種会場を追加し県内4か所とすることで、一日も早い接種完了を目指してまいります。

次に、生活に困っている人々への支援です。

まず、生活福祉資金の特例貸付について、国が緊急小口資金等の受付期間を6月末までから8月末までに延長したことから、県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助を増額いたします。

また、生活福祉資金の特例貸付が限度額に達し再貸付を利用できない世帯などに対し、国が新たな経済支援策として創設した新型コロナウイルス感染症

生活困窮者自立支援金を支給いたします。

この結果、一般会計の補正予算額は、488億8,112万1千円となり、既定予算との累計額は、2兆3,073億9,782万1千円となります。

なお、この補正予算につきましては、6月21日からのまん延防止等重点措置等に伴う飲食店及び大規模施設等への感染防止対策協力金支給事業の実施や、7月1日からの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付開始などにあたり、速やかな予算措置が必要となります。

また、ワクチン接種体制の強化につきましても、市町村と共同し、一日も早くワクチン接種を完了させる必要があることから、他の案件に先立って御審議いただきますよう、特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

6月定例会における地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者一覧

知事	大野元裕	教育長	高田直芳
副知事	砂川裕紀	選挙管理委員会 委員長	岡田昭文
副知事	橋本雅道	人事委員会 委員長	武笠正男
副知事	高柳三郎	同事務局長	阿部隆
企画財政部長	堀光敦史	公安委員会 委員長	塩川修
総務部長	小野寺亘	警察本部長	原和也
県民生活部長	真砂和敏	同総務部長	古田土等
危機管理防災部長	安藤宏	労働委員会 委員長	青木孝明
環境部長	小池要子	同事務局長	新里英男
福祉部長	山崎達也	監査委員	山本光紀
保健医療部長	関本建二	監査委員	小山彰
産業労働部長	板東博之	同事務局長	矢島謙司
農林部長	強瀬道男	収用委員会 委員長	中村達也
県土整備部長	北田健夫	内水面漁場 管理委員会 委員長	岡本信明
都市整備部長	村田暁俊		
会計管理者	穴戸佳子		
公営企業管理者	北島通次		
下水道事業管理者	今成貞昭		

質 疑 質 問

6月定例会では、知事から提出された議案を審査するに当たり、自由民主党9人、無所属県民会議2人、民主フォーラム2人、公明党1人、共産党1人の議員が登壇し、それぞれの立場から提出議案に対する質疑並びに県政に対する質問を行った。



6月18日

自	民	日下部	伸	三	議員
県	民	岡村	ゆり子		議員
民主フォーラム		町田	皇	介	議員

6月21日

自	民	宮崎	吾	一	議員
公	明	深谷	顕	史	議員
共	産	守屋	裕	子	議員

6月22日

自	民	高橋	稔	裕	議員
県	民	八子	朋	弘	議員
自	民	関根	信	明	議員

6月23日

自	民	内沼	博	史	議員
民主フォーラム		山根	史	子	議員
自	民	浅井		明	議員

6月24日

自	民	細田	善	則	議員
自	民	吉良	英	敏	議員
自	民	梅澤	佳	一	議員

自由民主党

日下部 伸 三 議員

- 1 架換えが決定しているJR川越線荒川橋梁の複線仕様について
 - (1) 知事の政治姿勢について
 - ア 知事の県民目線
 - イ 誰一人取り残さない埼玉県づくり
 - ウ 知事の説明責任
 - エ 鉄道行政と政治力
 - オ 大野県政の目指すもの
 - (2) 埼玉県・さいたま市・川越市・JR東日本・国土交通省の5者協議会の調査項目について
 - ア 橋梁全体を複線仕様にした場合の建設費用の算出は調査項目に入っているのか
 - イ 橋梁の土台・基礎だけを複線仕様にした場合の建設費用の算出が調査項目に入っているのか
 - ウ 現在の橋梁を撤去せずに、補強・嵩上げする手法も調査対象に入っているのか
- 2 埼玉県の歴史教育・従軍慰安婦について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 新型コロナを収束させるには
 - (2) 埼玉県のPCR検査能力について
 - (3) 優先順位・地域制限のない接種券を配布すべき
 - (4) 県のホームページでワクチン接種可能な医療機関の検索を
 - (5) 変異株の検査体制について

- (6) 科学技術教育について
- 4 埼玉県医療体制について
 - (1) 県内基幹病院の新型コロナ受入れ患者数について
 - (2) 防衛医科大学校の位置づけについて
 - (3) 国公立大学の医学部について



無所属県民会議

岡村 ゆり子 議員

- 1 一時保護所の在り方について
 - (1) 入所期間を短縮させるための取組について
 - (2) 子どもの権利擁護を
- 2 離婚前後の支援と養育費確保について
 - (1) 離婚前の相談体制の強化について
 - (2) 公正証書作成の支援を
 - (3) 養育費の継続的な確保策の導入を
- 3 不妊症に関する性教育を更に行うべき
- 4 多様性を認め合える学校教育に更に力を入れるべき
- 5 ターゲット・バードゴルフの普及と推進について
 - (1) 団体への支援について
 - (2) ターゲット・バードゴルフの周知を
- 6 様々な理由でマスクができない方がいることへの理解について
 - (1) マスクができない方々がいるということの周知を
 - (2) マスクができないことを他人に理解してもらうための取組を
- 7 公衆浴場法施行条例の男女の混浴年齢を引き上げるべき
- 8 屋内50メートル水泳場整備に向けて
 - (1) 今後の計画予定について
 - (2) 地元市との協議と緊密な連携を
 - (3) 分離設置となることでのメリットについて



民主フォーラム

町田 皇介 議員

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - (1) 2回接種の促進について
 - (2) ワクチン接種の有無による差別等への対応について
- 2 貸切バス事業者への支援について
- 3 テレワークの推進について
 - (1) 県職員の意識改革について
 - (2) 県内企業におけるテレワークの推進について
- 4 県有施設を利用したクワイエットアワーの導入について
- 5 スクールロイヤル制度の充実について
- 6 災害時の難病患者への対応について
- 7 S-GAPの普及に向けたサイクルの実現について
- 8 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例について
 - (1) 希少野生動植物種等の指定について
 - (2) 保護区指定の流れの明確化について
- 9 上尾運動公園の再編整備とスポーツ科学拠点施設について
- 10 伊奈備前守忠次公の歴史を活用した原市沼調節池整備を



自由民主党

宮崎 吾一 議員

- 1 新型コロナワクチンの一般接種について
- 2 県庁の人手不足、応援体制について
- 3 家庭学習におけるICT機器の活用について
- 4 県庁のデジタル化について
- 5 オープンデータについて
- 6 貸切バス支援について
 - (1) 地域公共交通事業者について
 - (2) 財源について
 - (3) 今後の支援について
- 7 私学振興について
- 8 芸術劇場コンテンツ活用について
- 9 個人住民税の滞納処分の執行停止について
- 10 再犯防止推進計画について
- 11 不妊治療について
 - (1) 検査費用等の助成制度の拡充について
 - (2) 早朝・夜間に受診可能な病院を増やす助成について
- 12 一級河川鴻沼川の与野中央公園南側の調節池整備について



公明党

深谷 顕史 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) ワクチン接種について
 - (2) 医療提供体制整備について
 - (3) トレーナー派遣等事業について
 - (4) 仮設専用医療施設について
 - (5) 飲食店の感染防止対策について
- 2 県立学校体育館におけるエアコン設置訓練の実施を
- 3 仮想発電所（VPP）の実証実験を
- 4 災害時における電気自動車の活用について
- 5 障害者入所施設利用者の避難について
- 6 一般競争入札におけるくじ引きについて
- 7 都市計画道路川越北環状線の4車線化について



共産党

守屋 裕子 議員

- 1 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ
 - (1) いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを
 - (2) 希望者全員のワクチン接種実施のために
 - (3) 東京五輪・パラリンピックは中止し、コロナ対策に全力を
 - (4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める
 - (5) 感染症等緊急事態に対処できる県職員体制の構築を
- 2 子どもの最善の利益を求め児童虐待の解決を
 - (1) 家族の再出発にむけて保護者の支援強化を
 - (2) 児童養護施設などでの虐待をなくすために
- 3 荒川調節池とJR川越線架け替えについて
- 4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ
 - (1) CO₂を減らすために、森林を伐採する矛盾解決へ、厳しい促進区域基準設定を
 - (2) 県内最大の小川町のメガソーラー計画に県は厳しい意見書提出を
 - (3) 太陽光発電施設の適正な設置を求める条例制定を



自由民主党

高橋 稔 裕 議員

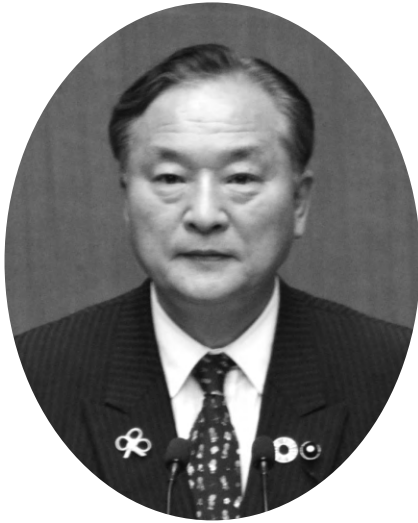
- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の波を未然に防ぐために
- 2 新型コロナウイルス感染症対応
 - (1) 職場復帰に係る課題について
 - (2) 職場復帰に係るルールの周知について
- 3 埼玉の農業
 - (1) 農業者の暮らしや集落のイメージを持つ必要性
 - (2) 農村集落をどう維持し、魅力あるものにしていくか
 - (3) 農業の大規模化を阻む「草の話」
 - (4) 農業の大規模化を推進する「ほ場整備」
 - (5) 地域整備事業会計の活用について
- 4 県内の移動の自由を考える
～ 自家用有償旅客運送について ～
 - (1) 県内の普及状況
 - (2) 市町村への横展開
- 5 水害対策を進める
～ 利根川・荒川の水害対策について ～
 - (1) 利根川・荒川のしゅんせつ等の対応状況
 - (2) ダムの事前放流の取組についての確認
 - (3) 今後の治水対策について
- 6 地元問題
 - (1) 東武伊勢崎線花崎踏切の渋滞対策について
 - (2) 県道加須菖蒲線本町交差点の整備について
 - (3) 県道久喜騎西線バイパスの整備について



無所属県民会議

八子 朋 弘 議員

- 1 県内病床使用率ひっ迫に備えた広域的な支援協定の締結について
- 2 県立高校の南北格差是正について
 - (1) 学区制復活について
 - (2) 魅力向上策について
- 3 私学でわいせつ事件を起こした教員への対応について
- 4 子どもの居場所づくりについて
- 5 児童養護施設出身者への支援について
- 6 障がい者支援について
 - (1) 障害者優先調達推進法の更なる推進について
 - (2) 触法障がい者支援について



自由民主党

関根信明議員

- 1 県庁舎の在り方検討の進捗について
 - (1) 令和3年度の調査内容と調査目的、検討事項等について
 - (2) 本庁舎建替えの方向性について
- 2 荒川第二・三調節池整備事業とJR川越線の複線化について
 - (1) 荒川第二・三調節池整備事業の進捗等について
 - (2) 大宮駅の位置付けとJR川越線複線化構想について
 - (3) JR川越線荒川橋りょう複線化仕様について
- 3 身体障害者補助犬とユーザーに対する支援策等について
 - (1) 県内補助犬の現状と支援策について
 - (2) 身体障害者補助犬の入店拒否等を解消するための周知活動と職員研修、障害者教育等について
- 4 警察行政について
 - (1) 児童虐待への対策について
 - (2) 警察本部の在り方検討について
- 5 新大宮上尾道路の進捗と今後の見通しについて
- 6 見沼田圃の保全・活用・創造について
 - (1) 見沼田圃の土地利用の見直しについて
 - (2) さいたまセントラルパークの進捗等について
- 7 県営住宅団地再生事業について
 - (1) 団地再生事業導入の評価と課題について
 - (2) 各市町村との連携、情報開示、今後の取組について



自由民主党

内沼博史議員

- 1 埼玉版スーパー・シティプロジェクトについて
 - (1) 全庁的な推進体制について
 - (2) 進捗状況と市町村の取組について
 - (3) コミュニティに特化した拠点づくりについて
- 2 移住促進とサテライトオフィス・テレワークの推進
 - (1) 移住施策の効果的な取組について
 - (2) サテライトオフィス・テレワークの推進
 - (3) 各市町村への展開について
- 3 森林の循環利用の推進について
 - (1) 循環利用に向けた県の取組について
 - (2) スマート林業の推進によるサプライチェーンの構築について
- 4 林野火災への対応と消防団への支援について
 - (1) 発生件数とその対応について
 - (2) 消防団をはじめとした関係機関との連携について
 - (3) 消防団への支援について
- 5 Next川の再生について
 - (1) これまでの事業との違いについて
 - (2) 事業の進捗状況について
 - (3) 利用調整協議会における県の役割について
- 6 地元問題について
 - (1) 県道飯能下名栗線原市場工区の進捗状況について
 - (2) 県道飯能下名栗線赤沢地区の拡幅整備について
 - (3) 県道富岡入間線の整備について



民主フォーラム

山根 史子 議員

- 1 知事の政治姿勢について
 - (1) 県庁における女性活躍推進について
 - (2) 埼玉版SDGsの推進について
 - (3) 水害対策について
- 2 多胎児世帯に対する支援と環境整備について
- 3 子宮頸がんを予防するHPVワクチン接種の周知等について
- 4 若者の性の悩みに対する支援について
 - (1) ユースクリニックの普及について
 - (2) 若者への性教育の普及について
- 5 ウッドショックを契機とした木材加工施設整備への支援について
- 6 教職員の働き方改革について
 - (1) 超過勤務の上限の遵守について
 - (2) 事務のスクラップについて
- 7 教員の人材確保策について
- 8 将来を見据えた防犯活動の担い手育成について

自由民主党

浅井 明 議員

- 1 地方税財源の確保について
～ 知事のリーダーシップ ～
- 2 少子化対策について（少子化の加速と「こども庁」の創設）
- 3 特別支援学校の生徒の就職・就労支援について
- 4 DV相談増加への対応について
 - (1) 多様な相談体制の整備について
 - (2) 民間のシェルターへの支援について
 - (3) 子どもへの心理的ケアの取組について
- 5 女性と若者の自殺の増加について
- 6 歴史教科書の採択について
- 7 地元問題について
 - (1) 県道越谷流山線の無電柱化について
 - (2) 元荒川に架かるメ切橋の整備について



- 6 45フィートクラス的大型トレーラーに対する安全対策について
- 7 自転車等の追い越しルールについて
 - (1) 道路交通法違反の教育について
 - (2) 思いやり1.5mルールについて

自由民主党

細 田 善 則 議 員

- 1 デジタルガバメントのアップデートを
 - (1) 組織横断について
 - (2) データ戦略について
 - ア データ戦略策定について
 - イ ベースレジストリ（電子基本台帳）構築について
 - (3) デジタル庁発足に際し人事派遣を
 - (4) LegalTechについて
- 2 eスポーツの推進について
 - (1) 県の推進組織体制について
 - (2) 計画への記載について
 - ア スポーツ推進計画
 - イ 障害者支援計画
 - (3) 障害者eスポーツの可能性について
- 3 ウェアラブルデバイスの活用について
 - (1) 新型コロナウイルス患者の体調管理について
 - (2) コバトン健康マイレージ事業等について
- 4 ACP推進と同時に価値観の整理整頓を
 - (1) 県内での状況把握調査について
 - (2) ALP領域の重要性について
 - (3) 価値観を見直すツールの活用について
- 5 高齢者の安心のために
 - (1) 成年後見制度について
 - ア 中核機関の設置目標について
 - イ 近隣市町村の連携
 - (2) 身元保証代行について



自由民主党

吉 良 英 敏 議 員

- 1 情報発信・情報収集に対する県の姿勢について
 - (1) 戦略的な情報発信について
 - (2) 情報の価値を踏まえた情報収集について
- 2 ヤングケアラー支援の更なる推進について
 - (1) 更なるヤングケアラー実態調査に向けて
 - (2) ヤングケアラー支援を推進するための施策について
 - (3) 心のケアについて
 - (4) ヤングケアラー支援へのオンライン環境の活用について
 - (5) 特別支援学校でのヤングケアラー支援について
- 3 ケアラー支援のためのサロンの運営支援について
 - (1) サロン設置の目標について
 - (2) サロンの運営支援について
 - (3) オンラインサロンの導入について
- 4 地域包括ケアシステムの構築に向けた今後の取組について
- 5 ケアラー支援を行う市町村への支援について
- 6 ケアラー支援の普及啓発について



自由民主党

梅 澤 佳 一 議 員

- 1 更なる広域行政の推進について
 - (1) 県内のごみ処理の広域化
 - (2) 水道の広域化
 - (3) 広域行政や広域連携による埼玉県の未来に向けて
- 2 保健所の機能強化策
- 3 県立高校について
- 4 埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画
 - (1) 計画の進捗状況
 - (2) 「第7次埼玉県地域保健医療計画」との整合性
 - (3) 「心不全パンデミック」、心臓弁膜症の明記を
- 5 中小流域下水道の将来を見据えた経営基盤の強化
- 6 立候補予定者説明会における出席者の旧姓の通称名使用について
- 7 地元問題
 - (1) 県道加須幸手線バイパスの整備について
 - (2) 県道川越栗橋線小林交差点の整備について
 - (3) 一級河川野通川・小林調節池の整備について

委員長報告

企画財政 委員長報告



副委員長 千葉達也

[目次]

	頁
常任委員会	
企画財政	100
総務県民生活	101
環境農林	102
福祉保健医療	103
産業労働企業	106
県土都市整備	108
文教	108
警察危機管理防災	109
特別委員会	
自然再生・循環社会対策	111
地方創生・行財政改革	111
公社事業対策	112
少子・高齢福祉社会対策	113
経済・雇用対策	113
危機管理・大規模災害対策	114
人材育成・文化・スポーツ振興	114
新型コロナウイルス感染症対策	115

〈急施議案〉

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「飲食店等に対する営業時間短縮要請協力金の支給に関する歳入について、11期は10期と比べて申請数が減少するのではないかと感じているが、歳入確保の観点から、今回の12期について、どのような傾向があると判断して予算計上しているのか」との質疑に対し、「まだ11期の期間が全て終わっておらず、5期までの処理が終わったところであり、全県で約2万6千店舗から協力金の申請があったことから、これをベースに予算を積算している。また、まん延防止等重点措置区域が2市となったことを反映し、更に、国の補助金をしっかり確保するために、あらかじめ見込額を国に示した上で、最終的に予算が不足することのないよう積算している」との答弁がありました。

続いて、討論に入りましたところ、本議案に反対の立場から、「周知期間が短いので反対する」との意見が出されました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 細田善則

企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第88号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「国が次の補正予算を計上するに当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使い果たしていることが条件ではないかと聞いているが、近隣都県と連携して、事業者支援分だけでなく地方単独事業分についても、既に不足している状況を国に対して訴えていくべきではないか」との質疑に対し、「一都三県知事の連名で本年6月11日に行った要望において、事業者支援分2,000億円の早期交付を国に要望しているほか、『地方単独事業分についても不足しており、今後、実効性のある対策を講じることが困難になりかねない』としている。御指摘のとおり、国へ要望しつつ対策を講じていきたい」との答弁がありました。

また、「地域公共交通安心運行支援事業費について、事業者は既に感染予防対策を講じていると思うが、既に実施している部分にも支援金は給付されるのか」との質疑に対し、「感染防止対策への支援という観点から、対策を適切に講じていただくことが大事な点であるので、既に実施している場合も含めて給付の対象としたいと考えている。具体的には、本年4月以降の対策を対象にしたいと考えている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県内における地価の動向について」質問が行われました。

その中で、「新型コロナウイルス感染症の影響に

より、住宅系や商業系など地価公示価格が下落する状況にあつて、市町村において固定資産税はどれくらいの減収となるのか」との質問に対し、「市町村の令和3年度当初予算ベースでは、前年度比で約2.2%、約104億円の減収を見込んでいる。正確な内訳を把握することは困難であるが、この中には国の経済対策による固定資産税の軽減措置に伴う減収分も含まれている。この減収分約71億円については国の特別交付金で全額措置される予定である」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「鉄道延伸『あと数マイルプロジェクト』の取組状況について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告



委員長 横川雅也

総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願2件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、総務部関係では、第89号議案について、「再生可能エネルギーなどの比較的小規模で地域内に分散しているエネルギーをとりまとめて供給する特定卸供給事業について、本県への参入見込みはどの程度か」との質疑に対し、「この事業については令和4年度からの導入に向け、国の審議会において詳細な制度設計を行っている状況である。このため、国からは、現時点で本県を含め全国的に参入見込みを立てるのは難しいと聞いている。また、年内をめどに事業の要件を省令で定めると聞いており、その審議状況を注視していく」との答弁がありました。

次に、県民生活部関係では、第90号議案について、「この時期に条例改正を行うこととなった背景は何か。また、電磁的記録の対応が可能になることの効

果はどのようなものか」との質疑に対し、「令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画が契機となり、事務負担軽減を図る趣旨で省令が改正されたことが背景にある。また、これまで、電磁的記録と紙により取り扱っていたが、本改正により電磁的記録による対応が可能となるため、ペーパーレスによる事務の効率化が図られる」との答弁がありました。

このほか、第99号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案3件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第1号につきましては、請願者140名を追加したい旨の申請が請願者からあり、これを了承し、審査したところであります。

審査におきましては、不採択とすべきとの立場から、「オリンピック・パラリンピックの開催に関しては、IOC、IPC、東京都、オリンピック・パラリンピック組織委員会、国の五者に権限がある。感染状況によっては無観客もあり得ることが示されているとおりに、あらゆる感染症対策を講じることが前提である。また、オリンピックを目指して準備してきたアスリートの挑戦の場を完全に奪ってしまうのはいかがなものか」等の意見が出されました。

次に、趣旨採択すべきとの立場から「本県は競技会場を擁しており、感染対策に全力を尽くした準備を進めなければならない立場である。一方、中止、延期を求める声小さくない事実は重く受け止めるべきである」との意見が出されました。

さらに、採択すべきとの立場から「各世論調査においてオリンピックの中止や再延期を求める声が増えているなど、請願者が指摘している状況が具体的に広がっている。今やるべきことは感染対策のために力を注ぐことである」との意見が出され、採決いたしましたところ、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、議請第3号につきましては、趣旨採択すべきとの立場から「選択的夫婦別姓を求める願意は賛同できる内容であり、法制化の是非は国会で大いに議論されるべきであるが、本請願は制度の『導入』

が前提となっていることから、導入に否定的な意見や慎重論も考慮すべきと考える」との意見が出されました。

次に、採択すべきとの立場から「国会審議の必要性は請願理由にあるとおりが、先日の最高裁判所の判決でも『この種の制度の在り方は国会で議論し、判断すべき事柄だ』としていることから、本請願は妥当である」等の意見が出され、採決いたしましたところ、賛成多数をもって採択とすべきものと決した次第であります。

このほか、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」、「屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について」並びに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告



委員長 吉良英敏

環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件及び請願1件であります。

以下、これらの議案等に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第88号議案について、「現在、新型コロナウイルス感染症の影響で米が余り、米価が下落している中で、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業は、このような影響を受けている農家にどのような効果をもたらすのか」との質疑に対し、「本事業は、地元の生産者と実需者との連携を事業要件として計画している。これにより、農家は実需者へ安定した価格で出荷することができ、経営の安定につながる」との答弁がありました。

また、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

において、コンソーシアムの構成員に、なぜ、県内の生産者が含まれていないのか。また、今後は、県内の生産者も加えるべきではないか」との質疑に対し、「当該コンソーシアムの構成員は、平成29年から台湾への牛肉輸出に取り組んでおり、この既存の輸出体制が本事業の要件に合致していたためである。既に輸出に取り組む県内の生産者もいたが、出荷ルートを変えるには様々な調整が必要となるため、その時点での参加が難しかった。今後は、県内の生産者に輸出に取り組む意向を調査するとともに、当該コンソーシアムへの参加も呼び掛けていく」との答弁がありました。

また、「本事業における県の役割について、補助金の申請業務や事業計画策定の支援が全てではない。輸出に取り組みたい県内の生産者をつなぐなど、より積極的な関わりが求められると思うがどうか」との質疑に対し、「生産者が食肉の輸出に取り組むに当たり、既に輸出に取り組んでいる食肉処理施設や輸出事業者との連携が必要となる。本事業を通じて、県がこれらの事業者と関係を築くことで、輸出を希望する県内生産者とマッチングを行うことが可能となり、県産牛肉の販路拡大、県内畜産農家の経営安定につなげることができる」との答弁がありました。

このほか、第95号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願について申し上げます。

議請第2号につきましては趣旨採択とすべきとの立場から、「請願事項に、『原発に依存しない社会をつくる観点から、次期エネルギー基本計画を改定』とあるが、国のエネルギー政策を考える上で最も重要な観点は電力の安定供給であり、それを実現するためのエネルギーミックスを図ることである。しかしながら、本請願にはその観点が欠如している。現時点において再生可能エネルギーは安定供給面、コスト面で様々な課題が存在し、その割合を高めるだけでは、将来的な電力の安定供給に不安が残る。一方で、令和3年6月18日に策定された『2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略』におい

て、2050年には発電量の約50%から60%を再生可能エネルギーで賄うことを、議論に当たっての参考値とするなど、再生可能エネルギーの重要性は高いことから、本請願の願意を考慮して趣旨採択すべきと考える」との意見が出されました。

また、同じく趣旨採択すべきとの立場から、「再生可能エネルギーを推進すべきとの立場である。また、今後のエネルギー基本計画の策定に当たっては、専門家や経済団体だけでなく、例えば環境団体や若者等が参加した幅広い議論が必要と考えているため、請願者の願意に大いに賛同する。一方で、本請願の記載の中には、抽象的又は賛同し難い文脈もあるため、趣旨採択とすべきと考える」等の意見が出され、採決いたしましたところ、総員をもって趣旨採択すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、環境部及び農林部から、それぞれ「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告



委員長 岡田 静佳

〈急施議案〉

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案のうち福祉部関係及び保健医療部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、「緊急小口資金等の特例貸付が利用できない世帯への支援について、具体的にどのような方々が対象となるのか」との質疑に対し、「緊急小口資金等の特例貸付の再貸付が終わり、これ以上、特例貸付を利用できない世帯が対象となる。収入や資産の要件等があり、収入については、

市町村民税の均等割が非課税となる収入額の12分の1に、生活保護法における住宅扶助基準額を加えた額が月額収入の上限となる。資産については、収入額の6か月分までは保有できる。このほか、ハローワークに登録し、求職活動等を行っていることなどが支給条件となっている」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、「一刻も早くワクチン接種を完了するために、県の集団接種会場を設置するとのことであるが、急施議案として提出されているので、8月よりも前に設置できないのか」との質疑に対し、「今回予定している会場は、7月中に複数の予約が入っており、借り上げるのが難しかった。また、市町村で配布する接種券の準備に時間を要することから、早めにスケジュールを示す必要があった。さらに、今回は民間事業者に依頼して医療スタッフ等を確保するが、確実に確保するには1か月以上の期間を要することなどから、急施議案とした。1日も早く県民の皆さんにワクチンを接種していただく必要があると考えているので、可能な限り努力していく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 岡田 静佳

福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第88号議案について、「生活困窮者の支援を強化するために相談支援員を増員するとのことだ

が、具体的にどのような相談を行っているのか」との質疑に対し、「自立相談の窓口では、生活の困窮や失業など、生きていく上でこれからどうしたらよいかとの観点から相談に来る方が多い。支援に当たっては、相談内容をよく聞き取った上で、本人の希望を踏まえた支援プランを作成し、寄り添った支援をしている」との答弁がありました。

また、「PCR検査機関の選定に当たっては、県に登録している検査機関に限定しなければならないルールがあるのか。また、現在契約している企業との契約単価は9,900円であるが、見積書は何社から徴取したのか」との質疑に対し、「県内の登録検査機関に限定しなければならない理由はない。また、見積書については、現在の契約が、この業者以外委託先がない特殊な契約であったために、県の財務規則により、1者からしか徴取していない」との答弁がありました。

さらに、「県がPCR検査を委託している業者は、本県での誤判定が発覚した以降に、他県で誤判定が発生している。それにもかかわらず、契約を続けている理由は何か。また、今後のPCR検査機関の選定に当たっては、再考するべきと考えるが、どうか」との質疑に対し、「偽陽性の誤判定が13件あったことは事実であるが、県ではミスの原因を追究し、改善策を示させている。また、業者は速やかにそのことを報告し該当施設への謝罪や再発防止策などの事後処理を行っている。検査を中止するとデメリットが大きいため、一定の改善を確認した上で、契約を継続しているものである。また、今後の選定に当たっては、現在の委託会社を前提とすることなく、適切な業者を選定していきたい」との答弁がありました。

このほか、第92号議案についても活発な論議がなされ、第91号議案、第93号議案及び第94号議案については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、第88号議案に対し、附帯決議として、「高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員を対象と

したPCR検査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための手段の一つであるが、現在、高齢者や障害者、エッセンシャルワーカー等へのワクチンの接種が進められている。事業の執行に当たっては、契約や検査方法を見直した上でワクチン接種の進捗状況や事業効果を見極め、最小限の費用で最大の効果を上げられるように予算の節減に努めること。節減により得られた財源は、他の有効な新型コロナウイルス感染症対策に活用するよう検討すること」との提案がありました。

質疑の後、討論に入りましたところ、附帯決議案に反対の立場から、「障害者施設ではワクチン接種の見通しも不明な中、現場の職員や利用者の感染が命に直結することになる。検査実施施設も100%ではなく、むしろ検査の拡充が必要である。また、高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員に対するPCR検査は、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき行われるものであり、節減によって生じた財源をほかに振り分けることは困難と解する。さらに、ここで契約の見直しを行った場合、本年7月に検査が実施できないことも想定される。加えて、ワクチンは重症化予防や発症を抑える効果があるとされているものの、ワクチン接種後のクラスター発生事例もあることから、PCR検査はむしろ拡充の必要性があると考えため、反対である」との意見がありました。

次に、附帯決議案に賛成の立場から、「最小限の費用で最大の効果を上げられるように予算の節減に努めることは極めて重要なことであることから、かかる趣旨に基づき、予算執行することを求める」との意見が出され、採決いたしましたところ、多数をもって附帯決議を付すことに決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、予算特別委員会の附帯決議に関連して、福祉部から「『特別養護老人ホーム等の整備・改修』及び『特別養護老人ホームの空床の解消』に向けた取組について」及び、保健医療部から「埼玉県コバトン健康マイレージ事業について」の報告がありました。

まず、「『特別養護老人ホーム等の整備・改修』及び『特別養護老人ホームの空床の解消』に向けた取組について、第8期高齢者支援計画から個室化・ユニット化の文言を削除した理由は何か」との質問に

対し、「昨年度の予算特別委員会の中で低所得者対策として従来型整備が必要であるとの意見があり、県としても従来型の整備は必要という趣旨には同感であるので、誤解を招く恐れがないよう、今回文言を削除した」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「第8期高齢者支援計画の中から個室化・ユニット化の文言を削除したことは理解した。現状と県民ニーズを把握し、早期の空床解消に努めていただきたい」旨の発言がありました。

次に、「埼玉県コバトン健康マイレージ事業について、この事業の目的を健康寿命の延伸と医療費抑制の実現としているが、令和元年度に実施した効果検証の結果では、当該事業への参加群の医療費の増加額が不参加群よりも大きかったことから、県民の健康の増進や医療費の抑制には、つながらないのではと考えるがどうか」との質問に対し、「令和3年度までの5年間の中でどのような結果が出るのか、効果検証を行っていききたい。また、医療費の効果検証についてはいろいろな方法があると思う。なぜ、不参加の方の医療費が少なくなったのか、今後できる限り分析していききたい」との答弁がありました。

また、「抜本的な見直しを含めた在り方の検討を行う必要があるのではないかと」との質問に対し、「今年度行うマイレージ参加者や参加団体へのアンケート調査でも検証していく必要があると考えている。事業効果や在り方について、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から「今後の取組の方向性は確認できた。事業に当たっては、具体的な目標値を定める必要があると考える。費用対効果を含めた検証結果を年度内に報告していただきたい」旨の発言がありました。

次に、所管事務の調査として、「新型コロナウイルスワクチンの供給体制について」質問が行われました。

その中で、「県の役割として国と交渉し、ワクチン供給の確約を取り付けるべきだと考えるが、どのように取り組んでいくのか」との質問に対し、「国に対しては、これまでもワクチン供給の働き掛けを行っている。また、知事会を通じてワクチンの確保と分配スケジュール及び分配量を明確化するよう

要請している。県としては、市町村が安心してワクチン接種を進められるよう、あらゆるチャンネルを使ってワクチン供給の確約を国に迫っていきたい」との答弁がありました。

このほか、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部からそれぞれ、「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」、福祉部から「指定管理者に係る令和3年度事業計画書について」、「地域包括ケアシステムの構築について」及び「第8期高齢者支援計画について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

副委員長 松井 弘



〈急施議案〉

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「感染防止対策協力金の彩の国『新しい生活様式』安心宣言プラスの認証が必要なエリアがこれまでの15市町から県内全域に拡大される。6月21日から7月11日までが対象期間となるが、期間中に申請する全ての飲食店を認証することはできるのか。また、市町村はワクチン接種業務で忙しくなるが、認証作業の体制をどのようにするのか」との質疑に対し、「本日中に予約枠の拡大を行い、7月11日までに認証できるよう見回りの体制を構築し、取り組んでいく。また、認証作業は現在、県と市町村、商工団体と委託業者で行っているが、今後は県職員を中心に体制を拡大して、取り組んでいきたい」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について

採決いたしましたところ、総員をもって、原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。



委員長 永瀬 秀樹

産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第88号議案のうち産業労働部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「酒類販売事業者への支援について、国の月次支援金は前年又は前々年と比べて50%以上の売上減を対象としている。今回の補正予算案では、県が売上減少率を更に30%まで広げて支援することだが、なぜ、そのような設定にしたのか」との質疑に対し、「小売酒販組合連合会のアンケート調査によると、4月の売上高を新型コロナウイルス感染拡大前と比べると国の月次支援金の対象である50%以上減少している事業者は、全体の27%であるが、売上減少率を30%まで広げると事業者全体の65%になり、より多くの事業者を支援できることになる。また、小売酒販組合連合会等から要望があり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る国の通知においても要請があったためである」との答弁がありました。

また、「外出自粛等による影響を受けている事業者への支援が、酒類販売事業者等への支援よりも金額が低いが、どのような考え方によるものか」との質疑に対し、「飲食店に対しては酒類の提供自粛という、より強い要請をした。外出自粛の方が酒類の提供自粛よりも影響が小さいこと、さらに他県の状況も踏まえて金額を設定した」との答弁がありました。

また、「県公式観光サイト『ちょこたび埼玉』を

活用した県産品製造事業者への支援は、送料無料やキャンペーン割引という形でコロナ禍により影響を受けた事業者を支援するものである。しかし、料金を下げること、品目によってはブランドイメージを下げることにつながりかねず、キャンペーン以降の売上にも影響し、事業の趣旨でもあるコロナ収束後の誘客につながらなくなる懸念もあるがどうか」との質疑に対し、「製造事業者からは、値引きをしないで売りたい、値引きせず送料だけ支援してほしい、値引きをすることで、ほかの取引先との関係の悪化が心配であるというように、事業者によって求めるものが違う。そうした事業者のニーズに沿った柔軟な対応を行い、多くの県産品をサイトに掲載し販売を支援していきたい」との答弁がありました。

また、『「ちょこたび埼玉」は県ホームページの掲載場所が見つけにくいなど、使い勝手が悪い。サイト自体も改善しなければ、県産品製造事業者への支援が実にならないと考えるがどうか」との質疑に対し、「見つけにくいページであることは認識しており、本年7月にサイトを更新する予定である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、まず、予算特別委員会の附帯決議に関連して、産業労働部から「先端産業支援について」及び「農業大学校跡地周辺地域整備の進め方について」の報告がありました。

この中で、「先端産業支援について、県内中小企業の主体性を重視した開発に見直すとのことだが、今までのやり方を変えることで、県内の大企業や県外企業は補助対象から外れ、中小企業との連携や、共同開発が実施しづらくなるのが懸念されるのではないか」との質問に対し、「先端的な技術や製品の開発には、時間や費用がかかり、体制が脆弱な中小企業にとっては先端製品の開発のハードルは高く、中小企業が開発に挑戦するとき、大企業と連携した共同開発は重要な手法の一つである。そのため、補助金の申請主体を県内中小企業等としたものの、大企業や県外企業等と共同開発体を作り、補助金を申請することは可能にしている」との答弁がありました。

また、「農業大学校跡地周辺地域整備の進め方について、3年間進展がなかった用地取得を、なぜ急に進めることが可能になったのか。課題解決に向けた明確な説明をお願いしたい」との質問に対し、「令和2年度に専門的な知見を有する埼玉県土地開発公社に用地交渉業務を委託し、さらには、個別の事業説明会を実施するなど、事業の内容を丁寧に説明することにより、地権者全員から事業への理解が得られた。令和3年2月にはエリア全体について業務委託を行っており、今後は早急に用地交渉を進めていきたい」との答弁がありました。

これらの質問の後、委員から、「先端産業創造プロジェクトについて、これまでの支援の方向性を見直し、デジタル技術を活用した開発支援や国と連携した効率的な開発支援を行っていくことや、県内中小企業を中心とした支援に努めていくことを確認できた。支援策について再考がなされている」、また、「農業大学校跡地周辺整備の進め方については、有識者会議を実施し、意見や提言を踏まえ、ロボット実証実験の具体的な基本計画の早期立案と他部局との横断的な体制で用地取得に取り組んでいることなどが確認できた。事業の早期整備と整備地区の有効活用に向けての早急な取組がなされている」旨の発言がありました。

また、「引き続き附帯決議に十分留意しながら事業を執行してほしいが、意気込みを伺う」との質問に対し、「事業の進め方については、社会情勢や環境の変化をしっかりと把握しながら常に見直しを図り最善の方法を模索していくことが重要だと考えている。御意見を踏まえ、しっかりとこれらの事業に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

このほか、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」並びに企業局から「産業団地の整備について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 木下博信



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、県土整備部関係では、第96号議案について、「歩行者利便増進道路の指定に当たって、歩道の幅員の目安はあるのか。また、市町村道でも歩道の幅員が広い箇所もあるが、その場合、市町村が指定できるのか」との質疑に対し、「指定に当たっては、十分な幅員の確保が要件となっており、歩行者の交通量が多い道路では3.5メートル以上、その他の道路では車いすがすれ違えるように2メートル以上の確保が要件となっている。また、市町村道の場合は、それぞれの市町村で条例を定めることになっており、それに沿った構造基準が適用される」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「首都高速道路の料金改定について、今回の激変緩和の見直しで年間どれくらいの増収が見込まれるのか。また、大口・多頻度割引の数值はどのような根拠で設定されているのか」との質疑に対し、「今回の料金改定により、料金が上がる利用者と下がる利用者がおおむね同じ割合になり、増収も減収もないと見込んでいる。また、大口・多頻度割引は今回の料金改定による収支バランスを考慮し、債務返済計画に影響を与えない範囲で設定している」との答弁がありました。

次に、都市整備部関係では、第97号議案について、「屋外広告物に関する点検義務違反の罰則は今後検討するのか。また、既存不適格である屋外広告物はどうに取り扱うのか」との質疑に対し、「点検義務違反の罰則は設けないが、許可を要する屋外広告物が点検されていない場合、許可の更新を受けられ

ない。許可の更新を受けずに当該広告物を放置した場合は、現行の条例第29条第2号で定められている罰則が適用される。また、点検義務化によって、屋外広告物の設置や許可の基準が変わるわけではないので、既存不適格という状態は発生しない」との答弁がありました。

このほか、第100号議案についても活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第96号議案及び第101号議案については多数をもって、第97号議案及び第100号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」並びに「令和3年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画の概要について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文教 委員長報告

委員長 美田宗亮



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第88号議案について、「修学旅行のキャンセル料は、どのように積算したのか。また、本年度既に中止や延期をした学校はあるのか。さらに、昨年度のキャンセル料について、何校分で、県はどの程度負担したのか」との質疑に対し、「対象児童生徒全員分について、企画を行った時点で生じるキャ

ンセル料である、修学旅行費用の上限額の5%相当を積算した。また、本年度は4月から6月までに10校が中止し、7校が延期している。なお、昨年度のキャンセル料の県負担額は、延べ101校分、約8,261万円であった」との答弁がありました。

次に、第98号議案について、「公務災害補償における介護補償とはどのようなものか。また、改正点及び改定額の根拠はどうなっているのか」との質疑に対し、「介護補償は、学校医等が公務災害による障害のために、常時又は随時の介護が必要になった場合に支給されるものである。また、今回の改正点は、条例で定める月額上限額及び定額をそれぞれ増額するものである。改定額については、国家公務員災害補償法に規定する補償額と同程度となるよう定めており、上限額は特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給、定額は最低賃金の全国加重平均を参考として定められている」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「県立高等学校の歴史教科書採択について」及び「県立学校体育館の避難所としての利用について」質問が行われました。

その中で、「教科書採択について高等学校では法令上の定めがないが、現状、どのように採択しているのか」との質問に対し、「校長の権限と責任において、自校の生徒に最もふさわしい教科書を選定し、各校が選定した教科書を教育委員会で審議して採択している」との答弁がありました。

また、「授業で『従軍慰安婦』という言葉が使用されていることを教育長はどのように考えているのか」との質問に対し、「令和3年4月末、政府として『従軍慰安婦』という言葉を用いることは誤解を招くおそれがあるため、単に『慰安婦』という用語を用いることが適切だ」という閣議決定がなされており、県立高校の生徒に対する歴史の指導においても、この閣議決定を踏まえたリーフレットを作成し、適切に対応する必要があると考えている」との答弁がありました。

また、「平成25年度の本委員会において、教科書選定に当たり、教育長から教科書選定について今ま

で以上にきちんとチェック機能を果たすよう校長を指導していきたいという答弁があったが、その後どのような指導が行われて、改善されてきたのか」との質問に対し、「本委員会からの指摘を受けて、翌年から教育委員と校長との間で、学校ではどのように教科書を選定しているのかなどの意見交換をする場を設けた。また、教育委員が学校を訪問して、校長と意見を交わす機会も増やし、校長がしっかり学校で教科書を選定するよう指導している」との答弁がありました。

次に、「県立学校の防災拠点校37校のうち14校以外は空調電源の整備をしないのか」との質問に対し、「大規模改修の機会をとらえて整備をしていきたい」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」並びに「令和3年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告



副委員長 権 守 幸 男

〈急施議案〉

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に急施を要するとして付託されました案件は、第102号議案のうち危機管理防災部関係の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

「まん延防止等重点措置区域内の飲食店に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請や命令を行ったが、現在の状況はどうか。また、今回の補正予算では前回の補正予算と比べて調査期間が1日しか増えていないが、予算額が前回の約2倍となっているのはなぜか」との質疑に対し、「飲食

店の時間短縮要請については、現在約95%の店舗から協力をいただいている。6月18日現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく協力要請を20店舗に行い、そのうち同条第3項に基づく命令を8店舗に行っている。また、今回の補正予算の増額理由であるが、6月21日より現在の措置区域である15市町のうち13市町が措置区域外となる。措置区域以外では、時間短縮要請が午後8時から午後9時に変更となるため、閉店状況を確認する時間が1時間遅くなることから、調査員の人件費が増額となったものである」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

~~~~~



### 委員長 内 沼 博 史

警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会には、付託案件がなく、所管事務の調査として、「コロナ禍での特殊詐欺、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童虐待に関する本県の状況と対策について」及び「避難勧告と避難指示を一本化する災害対策基本法改正への対応も含めた本県の水害対策について」質問が行われました。

以下、論議のありました主なものについて申し上げます。

まず、「コロナ禍で在宅時間が増えることにより、特殊詐欺やDV等が増加することが考えられるが、本県の被害状況はどうか」との質問に対し、「まず、特殊詐欺の令和2年中における認知件数は1,026件で、前年に比べ29.7%の減少となった。その要因は、キャッシュカードをだまし取る『預貯金詐欺』と被害者の隙を見てキャッシュカードを盗み取る『キャッシュカード詐欺盗』の被害が、前年に比べ

54.4%と大幅に減少したことに加え、外出自粛等で現役世代の在宅が増え、家族等による水際防止が増加したことにあると考えている。次に、DVについて、令和2年中の相談件数は5,999件で、前年に比べ16.2%増加し過去最多となった。その要因は、DV事案に関する社会的な関心の高まりにより被害者等から積極的に警察等に相談が寄せられてきたことが背景にあると考えられる。また、令和2年4月の緊急事態宣言以降、全ての月において前年同期と比べ相談受理件数が増加しており、コロナ禍が影響を与えた可能性も否定できない」との答弁がありました。

次に、「避難情報について、住民が適切に理解し、行動することが重要と考えるが、県として今回の避難指示の一本化をどのように周知するのか」との質問に対し、「避難勧告と避難指示が一本化されたことで住民の避難行動が非常に分かりやすくなった。災害対策基本法改正後、県内市町村に対し、今回の改正内容を速やかに通知するとともに、県の『避難情報の判断・伝達マニュアル』という市町村向けのガイドラインを改正し、本年5月中に周知した。さらに、5月26日に市町村との情報伝達訓練を実施し、新たな避難情報の発令について、実際に災害オペレーション支援システムへの入力作業を行い確認した。この際、いくつかの市町で、制度上なくなった避難勧告の誤入力があったため、個別に注意を促し、改めて周知した。県民に対しては、県のホームページに改正内容を掲載するとともに、防災情報メールや防災アプリまいたま、彩の国だよりなどにより、周知を図っていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、警察本部から「外国人犯罪の現状と対策について」、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画書について」の詳細な報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

## 自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 新井 豪



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「河川の水質保全の推進について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県の事業により河川がきれいになり、非常によくなったが、水辺の利用者が増え、大量のごみの発生や利用者のモラルの低下、子供の水難事故などの問題もある。これらの問題について、水辺の魅力発信と併せて、県として啓発を行っていきべきだと考えるがどうか」との質問に対し、「川の保全や川との共生に向けた活動を行っているリバーサポーターズプロジェクトに、今年度から新たに企業や個人が参画する。企業との連携やSNSの活用等を通じて、これまで情報が届きにくかった方にも水辺でのマナーの改善や安全対策に関する情報が伝わるよう発信していきたい。また、水辺での安全対策の講習会を開催している企業もプロジェクトに参画しているため、団体等とのマッチングを行うことで、実施を支援していきたい」との答弁がありました。

次に、「川の国広援団が活動を進めていくためには、過去の取組により河川がどの程度きれいになったのかという結果を知ることが重要である。個別の河川について水質改善の結果を『見える化』をして報告すべきだと考えるがどうか」との質問に対し、「川の国広援団に対しては冊子の配布等で水質について情報提供しているが、各団体が活動する個別の河川について、きめ細かい発信まではできていない。今後は個別の河川における水質の推移を、目で見て

分かりやすいよう地図上に示すなど、川の国広援団の更なる活性化につながる情報発信に努めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 齊藤 邦明



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県から市町村への権限移譲について、令和2年度の移譲事務に係る法律数は全国5位であったとのことだが、事務量増加に対する市町村の懸念や課題をどう捉えているか。また、県としてのバックアップについてはどう考えているか」との質問に対し、「市町村でも行政改革で人員削減が進んでいることや、専門知識を持つ職員が少ないことなど、人員体制に課題があると認識している。県では、分権推進交付金により移譲に係る事務量に応じた人件費を措置するとともに、必要に応じて県職員の派遣や市町村からの実務研修生の受入れ、研修会の実施等のサポートを行っている。市町村に可能な限り事務を受けていただけるよう、問合せにしっかり対応

できる体制づくりも行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉への移住を促す情報発信・相談窓口について、『住むなら埼玉』移住サポートセンターが受けた相談件数が少ない。コロナ禍により移住への関心が高まりを見せている今をチャンスと捉え、しっかり取り組むべきではないか」との質問に対し、「一歩ずつ実績を積み上げているところであるが、移住につなげるために相談件数を増やしていくことは必要だと認識している。まずは少しでも移住に関心がある方を移住サポートセンターへつなげられるようアピールしていきたい。さらに、同センターから市町村へつなぎ、既に移住された方々をネットワーク化して交流していただくなど、きめ細かな対応を行い、埼玉に移住していただけるような取組を進めていきたい」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 公社事業対策

### 特別委員長報告

委員長 須賀敬史



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「公益社団法人

埼玉県農林公社」、「埼玉県土地開発公社」及び「公益財団法人埼玉県下水道公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、公益社団法人埼玉県農林公社について、「農地中間管理事業において、農地面積が小さい等の理由で、農地を預からない事例が過去にあったようだが、現状はどうなっているのか。また、農地を活用することが当事業の趣旨であると考えるが、借り手を探すことに、もっと力を入れるべきではないのか」との質問に対し、「遊休農地等で借り手が見つからない農地については、規程に基づき預かっていない。このような農地以外は、積極的に借入れを行い、担い手を探して貸し付けるよう努めていきたい」との答弁がありました。

次に、埼玉県土地開発公社について、「農業大学校跡地周辺地域南側部分の用地取得の見通しはどうなっているのか」との質問に対し、「令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団説明会が行えず、産業労働部と埼玉県土地開発公社の職員で予約制の個別説明会を実施した。また、令和3年6月前半までには、全ての地権者に対して意向確認を行った。今後は、農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外の同意書取得に向けた交渉などを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県下水道公社について、「県内企業の参入拡大にどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「県内企業に発注できるものは、地域要件を設けて可能な限り県内企業に発注している。具体的には昨年度、植栽管理業務を全て県内企業に発注した。管渠の清掃・調査についてもほとんどの業務を県内企業に発注している。また、消防設備や空調設備等に係る委託業務については、県内企業だけでは難しい面もあるが、参入の確保を図ることで、可能な限り県内企業が受注できるように努めている」との答弁がありました。

このほか、公社が管理している県有施設について、活発な論議がなされました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」に

つきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告

委員長 白土 幸仁



少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者の自立支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県手話言語条例が施行されて以降、どのような手段で広報活動を行っているのか。また、県のホームページで、絵や写真、動画などを活用し、より積極的に手話を紹介するとともに、条例の内容を手話で表現すべきと考えるがどうか」との質問に対し、「彩の国だよりや県のホームページで広報しているほか、リーフレットを作成して市町村や包括連携協定の締結企業などへ配布している。さらに、市町村職員や事業者を対象とした説明会を開催するなど、条例の普及啓発を図っている。手話は言語であるという認識に基づき、今後、県のホームページにおいても手話による表現を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「障害者就労施設の平均工賃月額は今令和元年で15,009円である。この工賃では自立や独立が難しいため、工賃の向上が課題だと考えるがどのように取り組んでいるのか」との質問に対し、「障害者就労施設で魅力ある商品が開発できるよう、パッケージデザインなどの専門家の派遣に要する費用に対して補助を行い、商品の開発を支援している。ま

た、同施設からの優先調達を全庁的に進めている。これらの取組により少しでも工賃を向上させ、障害者が生きがいを持って働くことができるよう引き続き取り組んでいく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げますが、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 小川 真一郎



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「公共事業の契約時と発注時で、木材をはじめとする資材価格の急激な変動があった場合、どのように対応しているのか」との質問に対し、「契約後において特別な要因により資材単価に著しい変動が生じ、一定の要件を満たす場合は、契約を変更するスライド条項の制度がある。こうした制度を活用しながら適正な価格での契約締結に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染拡大の中、県内中小企業において人材過剰となるのは想像に難くない。心配されるのは雇用が継続されないということであり、影響を受けるのは病気等のリスクを抱えている方々である。こうした方からの相談にどのよう

な対応をしているのか」との質問に対し、「県では仕事と生活の両立に悩まれている方などからの相談窓口を開設し、相談員が丁寧に対応している。相談者の希望があれば、企業に対して県から働き掛けたり、法的なアドバイスなどを行っている。今後も相談者の希望に沿うよう丁寧に対応していく」との答弁がありました。

次に、「障害者雇用総合サポートセンターにおける障害者の職場定着の取組支援について、コロナ禍においては、具体的にどう取り組んでいるのか」との質問に対し、「同センターでは、企業にジョブコーチやアドバイザーを派遣し、障害者の方が企業へ定着するように取り組んでおり、本年3月31日時点での定着状況は85%である。コロナ禍の取組としては、障害のある従業員に配慮するポイントをまとめたガイドラインを作成し、企業に配布している。また、感染防止情報をまとめたニュースレターや『サポセンだより』を新たに活用して企業に周知している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

委員長 新井一徳



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「大規模災害に対する事前の備えについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「自主防災組織の強化について、組織率が上がっているものの、地域の自主防災組織は高齢化が進んでいるようなので、組織を活性化させるために地域の若者や学生を取り込む発信をするべきではないか」との質問に対し、「自主防災組織の約95%は自治会を母体としており、若者や学生の多くはその自治会に加入しておらず、加入したとしても自主防災組織の活動までは至らない。若者や学生に参加してもらえるよう市町村とともに、自治会や自主防災組織の活動内容をPRするなど、働き掛けていきたい」との答弁がありました。

また、「県業務継続計画（BCP）の改正について、非常時優先業務にAからDのランクを付ける」とあるが、どのような考え方に基づいているのか」との質問に対し、「発災後直ちに着手すべき業務をAランク、発災後1日以内に着手すべき業務をBランク、発災後3日以内に着手すべき業務をCランク、発災後1週間以内に着手すべき業務をDランクとするよう整理している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。

## 人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 武内政文



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を

受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「特別支援学校は教室不足で過密状況が生じているが、児童・生徒数が多い地域の過密解消を図るため、今後どのような対応をしていくのか」との質問に対し、「過密解消の対策としては、今後開校する高校内分校を含め約1,000人の受入規模の拡大を予定している。しかし、それだけでは児童・生徒数のピークを迎える令和9年度までに過密の解消には至らないため、特別支援教育環境整備計画を踏まえ、教育環境の整備や教職員の育成などの対策をしっかりと行っていく」との答弁がありました。

次に、「職業人材の育成において、専門高校の入試倍率の低さは問題である。身に付く能力やそれが生かせる仕事のイメージを明確に示して、多くの受験生に志望してもらえるような魅力ある学校づくりに取り組むべきと考えるがどうか」との質問に対し、「各専門高校は、地元の企業と連携した商品開発などの取組や、企業と同等の設備を使用した実践的な技術の習得など、普通科とは違う様々な取組を行っている。今後も、これらの成果等をしっかり情報発信していく。また、時代に合った最先端の教育など生徒たちの心を掴む教育内容を検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興並びに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関する総合的対策」につきましても、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

## 新型コロナウイルス感染症対策 特別委員長報告

委員長 小島 信 昭



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「新型コ

ロナウイルス感染症対策等に関する件」であります。今回は、「新規陽性者数等の推移」ほか7件について審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「まん延防止等重点措置区域については、感染者の動向、東京都区部との隣接状況や鉄道路線などを総合的に判断して指定しているとのことだが、県民に説明責任を果たす上で、今後、同区域を指定する場合には、隣接する自治体への影響等を踏まえ、基準や根拠となる数値を示すことはできないのか」との質問に対し、「同区域の指定に当たっては、今までどおり感染状況などを総合的に判断して決めていくが、今後は、根拠に基づいた指定についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「今後、県のワクチン集団接種会場が4か所に拡大するが課題は何か」との質問に対し、「ワクチンの確保が一番の課題になると考えている。国からどの会社のワクチンがいつ供給されるのかについて回答がない。ワクチンがモデルナ製なのかファイザー製なのかによって、必要な設備や人員も変わってくる。様々なチャンネルを使いながら情報収集に努め、1日でも早い開設を目指したい」との答弁がありました。

次に、「感染症対策課は、増員されているが長時間の時間外勤務が減らない。この業務がいつまで続くか分からない中で、モチベーションをどう維持し高めるかが重要になる。また、ワークライフバランスにも配慮されておらず、職員のモチベーションを考えると異動時期に関係なく職員を入れ替えながら課の体制の維持を考える時期に来ていると思うがどうか」との質問に対し、「ゴールの見えない中、どのように職員のモチベーションの向上を図り、健康管理を行っていくかは非常に重要である。今まで、業務が増えるに従い職員を増やしてきたが、今後は、業務の状況や新型コロナウイルスの感染者数を見極めながら、職員の意向、健康状況などを踏まえ、定期異動にかかわらず、状況に応じた人事異動も検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターでは、自宅療養者に対して24時間365日体制で見守り

ができる仕組みを整備し、業務については委託するということであるが、委託先の事業者は東京都品川区の会社と聞いている。県内にも福祉関係で、24時間随時対応のサービスを担える事業者があると思うが、部局間連携で県内の事業者を組み合わせ、事業を行う必要があると思うがどうか」との質問に対し、「御指摘のとおり部局間連携を図っていかねばならないと考えている。今回の外部委託であるが、県内の医療機関の協力をいただき、自宅療養者が体調を崩したときに訪問診療を行うことなどを想定している」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、「新型コロナウイルス感染症対策等に関する件」につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げまして、本委員会の報告を終わります。



# 議案の審議結果

令和3年6月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

6月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計31議案について、19日間にわたり熱心な審議が行われ、7月2日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

| 種類     | 結果 | 原案可決 | 同意 | 合計 |
|--------|----|------|----|----|
| 予 算    |    | 2    |    | 2  |
| 条 例    |    | 10   |    | 10 |
| 事 件    |    | 4    | 2  | 6  |
| 意見書・決議 |    | 13   |    | 13 |
| 計      |    | 29   | 2  | 31 |

## 知事提出議案

| 議案番号 | 件 名                                    | 要 旨                                                                                       | 議決結果 |
|------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 88   | 令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）                  | 歳入歳出予算補正額 121億498万6千円<br>累計額 2兆3,195億280万7千円                                              | 原案可決 |
| 89   | 埼玉県税条例の一部を改正する条例                       | 地方税法の一部改正に伴い、法人事業税について電気事業法に基づく特定卸供給事業に係る課税方式を規定等しようとするものである。                             | 原案可決 |
| 90   | 埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 厚生労働省令「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、婦人保護施設が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等しようとするものである。    | 原案可決 |
| 91   | 埼玉県理学療法士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例            | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、理学療法士等修学資金の返還免除の要件を改めようとするものである。                             | 原案可決 |
| 92   | 埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  | 厚生労働省令「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、条例で定める保護施設等に係る運営に関する基準を改定しようとするものである。 | 原案可決 |

|    |                                                |                                                                                                                                   |      |
|----|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 93 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例     | 厚生労働省令「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、事業者等が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等としようとするものである。 | 原案可決 |
| 94 | 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例                            | 厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、事業者等が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等としようとするものである。                            | 原案可決 |
| 95 | 埼玉県中山間地域ふるさと基金条例の一部を改正する条例                     | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域の定義として引用する法律を改めようとするものである。                                                                       | 原案可決 |
| 96 | 埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例の一部を改正する条例              | 道路法等の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準等を定める等としようとするものである。                                                                                | 原案可決 |
| 97 | 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例                           | 屋外広告物法の一部改正を踏まえ、屋外広告物の禁止地域に田園住居地域を追加するとともに、屋外広告物の倒壊等による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示する者等に点検義務を課す等としようとするものである。                         | 原案可決 |
| 98 | 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 | 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び介護補償の額を改定等としようとするものである。             | 原案可決 |

|     |                                         |                                                                                                                                                           |      |
|-----|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 99  | 工事請負契約の締結について                           | <p>工 事 名 21県東部地域特別支援学校<br/>(仮称) 新築工事</p> <p>施工箇所 さいたま市岩槻区馬込11番2426<br/>番1ほか1箇所</p> <p>履行期限 令和4年12月23日</p> <p>請負金額 14億8,500万円</p> <p>請負業者 小川工業株式会社ほか1社</p> | 原案可決 |
| 100 | 訴えの提起について                               | <p>県営住宅の明渡し等請求事件に関して訴えを提起し、又は和解しようとするものである。</p>                                                                                                           | 原案可決 |
| 101 | 首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について | <p>首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更について、同意しようとするものである。</p>                                                                                                | 原案可決 |
| 102 | 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)                   | <p>歳入歳出予算補正額 488億8,112万1千円</p> <p>累計額 2兆3,073億9,782万1千円</p>                                                                                               | 原案可決 |
| 103 | 埼玉県教育委員会委員の任命について                       | <p>埼玉県教育委員会委員後藤素彦の任期は、令和3年7月10日で満了となるが、後任として坂東由紀を任命することについて同意を得ようとするものである。</p>                                                                            | 同 意  |
| 104 | 埼玉県監査委員の選任について                          | <p>埼玉県監査委員山本光紀の任期は、令和3年7月10日で満了となるが、後任として間嶋順一を選任することについて同意を得ようとするものである。</p>                                                                               | 同 意  |

# 議員提出議案（意見書・決議等）

議第19号議案

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方への速やかな交付を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で約8兆円規模の総額が確保されたことで、地方自治体が必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことを可能とした。

また、今年度においても、地方自治体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者への支援及び感染症対策の強化を実施するための新たな特別枠として事業者支援交付金分5,000億円が措置されており、そのうち3,000億円は既に地方に配分され活用されている。

しかし、残りの2,000億円については緊急事態宣言終了後の対応のため留保されており、地方自治体の財源不足が深刻化している。

さらに、変異株の猛威により、感染が全国各地へと急拡大し、飲食店や酒類販売事業者等への協力金の支給などにより追加的な財政支援を要する状況となっていることや、感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれている。

よって、国においては、地方が引き続き感染症対策はもちろんのこと、雇用・経済対策や、地域の実情に応じた独自の対応を、地方の判断により迅速に実施できるようにするため、事業者支援交付金分として措置された5,000億円のうち、国が留保している2,000億円をできるだけ速やかに地方に交付するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月14日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣

様

原案可決

## 北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国を求める意見書

本年4月16日に開催された日米首脳会談において、菅総理大臣は「バイデン大統領との間で、北朝鮮の拉致問題は重大な人権問題であり、日米が連携して即時解決を求めていくことを再確認した。」旨を共同記者会見で述べた。これを受けて、拉致被害者家族は、早期救出に向けた政府の具体的な行動を求めている。

昨年には、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の初代代表横田滋さんも逝去されている。国民は拉致被害者の一日も早い帰国を心から願っているが、拉致被害者と家族の高齢化は重い現実であり、もはや一刻の猶予もない。

よって、国においては、菅政権の最重要課題と位置付けた拉致問題について、米国をはじめとする国際社会と緊密に連携を図りながら、日朝首脳会談の実現を見据え、圧力に重点を置いた姿勢を貫くとともに、あらゆる手段を講じて事態の打開を図り、いわゆる特定失踪者等の拉致の疑いが排除できない方も含む全ての拉致被害者等の即時一括帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
内閣官房長官  
拉致問題担当大臣

様

原案可決

## 警察官の増員を求める意見書

本県では、これまで人口の増加が継続する中、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、警察官や会計年度任用職員を増員し、パトロールや取締りの強化などに努めてきた。また、全国最多を誇る自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、関係機関及び団体との協働による事件・事故の抑止対策を推進している。

こうしたことにより、令和2年の刑法犯認知件数は平成17年以降16年連続で減少して過去最多であった平成16年の4分の1以下の44,485件となり、人身交通事故件数も昭和42年以降最少となるなど、県内の治安回復傾向は継続している。

しかしながら、犯罪の種類ごとに見ると、殺人、強盗をはじめとする重要犯罪は全国3位、侵入盗をはじめとする重要窃盗犯は全国1位、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は全国6位であるなど、全国的に見て、本県の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

他方、本県警察官の負担状況を見ると、平成12年に警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された

「警察刷新に関する緊急提言」において、「当面、警察官一人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨が提言されたが、現在、本県警察官1人当たりの人口負担は全国1位の637人であり、提言の基準を大きく上回っている。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数も3.86件と全国1位である。

今後も、事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠である。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、いまだ警察官の過重負担が深刻な本県に対して、なお一層の警察官増員を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第22号議案

## 国産ワクチン・治療薬等の開発・生産についての 早急な体制整備を求める意見書

新型コロナウイルス感染症対応の決め手となるワクチンは、欧米をはじめとした諸外国では、複数社のワクチンが開発されたが、我が国は国産ワクチンの開発において大きく出遅れている。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や新たな感染症の拡大懸念等により、ワクチンの需要は高まるばかりだが、現在のように、全量を海外の製薬会社に依存する状況は、安全保障上のリスクともいえる。他国の事情に左右されることなく、国民に対して早期かつ着実にワクチンを供給することを確保するため、また、国内での感染を早期のうちに封じるワクチンを迅速に供給するためにも、日本国内におけるワクチン開発・生産体制の整備は最重要課題である。

こうした中、国は、本年6月、官民が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組むべき国家戦略として「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を閣議決定した。同戦略では、ワクチンの研究開発・生産体制等における課題として、最新のワクチン開発が可能な研究機関の機能、人材、産学連携の不足やワクチン開発への戦略的な研究費配分の不足、ワクチン製造設備投資のリスクなどを挙げている。

加えて、ワクチンの発症予防効果を確認するためには数万人規模で治験を実施することが必要であるが、そもそも我が国において、こうした大規模なワクチン治験を実施する土壌が形成されていない。

よって、国においては、ワクチン・治療薬等を早期かつ着実に確保するべく、国産ワクチン・治療薬等の開発・生産体制の整備を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

## 記

- 1 国が一体となって、ワクチンの研究から実用化までを管轄する体制を再構築するとともに、世界の研究者を惹きつける、これまでにない世界トップレベルの研究開発のフラッグシップ拠点を構築すること。
- 2 企業のリスクを軽減するため、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の生産が可能な両用性のある、いわゆるデュアルユースのワクチン製造設備とできるよう企業における施設改修の支援を実施すること。
- 3 数万人単位の治験者の確保のため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させるとともに、一刻も早くワクチン等を国民に届けるため薬事承認プロセスの迅速化と基準整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

様

原案可決

## 議第23号議案

### 医療従事者等への更なる支援を求める意見書

長引く新型コロナウイルス感染症への対応により医療崩壊が危惧されるなか、国は感染拡大防止対策を実施している。

感染拡大防止対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染者に対する就業制限等により行われている。特に感染リスクの高い医療従事者や介護従事者で濃厚接触者とされた場合は、自宅待機を指示されるケースが多い。

自宅待機の結果、欠勤となった場合の補償は、感染者であれば労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の対象となるが、濃厚接触者の場合は労災保険の対象とならない。この場合、従事者個人への補償は所属する医療機関等の判断に委ねられており、実際には雇用調整助成金等の本来の目的外の資金から支払われるか、あるいは事業者の自己資金から支払われるか、最悪の場合は補償されない事態となっている。こうした収入面の不安は医療従事者等の離職につながりかねない。

感染リスクの高い医療従事者等に対しては、十分な補償を行うことが、医療崩壊を防ぐために不可欠である。

また、医療崩壊を食い止めるためには、自宅療養者を在宅医療で支え、重症化の兆候を早期発見し、スムーズに入院治療へ移行することも重要である。しかし、在宅医療の従事者に対する支援は、病院勤務者への支援と比べて明確に低いものとなっており、在宅医療の従事者への支援を病院勤務者への

支援と同等とすべきである。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症による医療崩壊等を防ぐため、医療従事者や介護従事者への就業規制に対する補償を手厚くして離職防止につなげるとともに、在宅医療の従事者への支援を手厚くして人的資源等を確保するために、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療従事者や介護従事者への自宅待機指示による就業規制に対し、労災保険の適用を行うこと。
- 2 医療機関や介護事業所に対する雇用調整助成金等の条件を緩和すること。
- 3 新型コロナウイルス感染者への在宅医療等における診療報酬について、少なくとも新型コロナウイルス感染者の受入医療機関と同等の加算を設定すること。
- 4 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金等の対象者として、在宅医療等の従事者も病院勤務者と同等に給付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣

様

原案可決

議第24号議案

## 産後ケア事業の新たな取組の推進を求める意見書

近年、核家族化、晩婚化、若年妊娠などにより、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に身近な人の助けが十分得られず、不安や孤立感、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している。

そのため、妊婦や母親の相談やサポートを行う産前・産後サポート事業、産後すぐの時期に宿泊型やアウトリーチ型の支援を行う産後ケア事業が非常に重要となっている。

本年4月の改正母子保健法の施行に伴い、これまで市町村の任意事業として実施されていた産後ケア事業が同法に位置付けられるとともに、市町村の努力義務として定められた。また、令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱において、産後ケア事業について、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされたところであり、産後ケア事業の整備は喫緊の課題である。

産後ケア事業の実施主体は市町村であるものの、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができることとされ、実際にサービスの提供を行うのは医療機関や助産所など民間事業者が多い。本事業の提供するサービスは、高度かつきめ細かく、母子や地域のニーズに応じたものでなければならぬため、多額の費用がかかる。しかしながら、実施主体である市町村の財政状況によって差を生じさせてはならない。



よって、国においては、産後ケア事業等の新たな取組を推進するため、次の措置を講ずるよう強く求める。

#### 記

- 1 地域の医療機関や助産所など産後ケア事業のサービス提供の場において母子が必要とする支援を確実にを行うため、地域ごとのニーズに応じた柔軟な制度設計を認めるとともに、適切な予算措置を講ずること。
- 2 宿泊型の産後ケア事業等について、母子にとってより魅力的なサービスを選べるようにするため、民間事業者の活用を推進し、民間事業者の提案を柔軟に取り入れて事業が実施できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 衆議院議長  | } | 様 |
| 参議院議長  |   |   |
| 内閣総理大臣 |   |   |
| 財務大臣   |   |   |
| 総務大臣   |   |   |
| 厚生労働大臣 |   |   |

少子化対策担当大臣

原案可決

#### 議第25号議案

### カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの比率を高める次期エネルギー基本計画の策定を求める意見書

2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「1.5°C特別報告書」は、産業革命から2050年までの気温上昇を1.5°C以内に抑えるためにはCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする必要があるとしている。この気候危機の状況は、私たち人類が生み出している温室効果ガスが主因と言われている。

このような状況の中、菅義偉首相は昨年10月の国会での所信表明演説の中で、日本政府として初めて2050年までに二酸化炭素ネット排出量ゼロ（カーボンニュートラル）にするとの政策目標を表明した。

このため、我が国の次期エネルギー基本計画における取組は大変重要であり、また、温室効果ガスを減らすためには、再生可能エネルギーの導入拡大が求められる。

さらに、再生可能エネルギーの導入拡大を進めることにより、新たなエネルギーシステムへの投資が促進され、再生可能エネルギー産業を活性化させ、雇用も含めて地域経済への貢献も期待することができる。

一方、国民生活の安定を鑑みると電力の安定供給は必要条件であり、安定供給に向けた取り組みも求められるところである。

電力の持続的な安定供給を図りながら2050年カーボンニュートラル実現を両立させるには、多くの困難が想定されるが、あらゆる政治・政策資源を総動員し、必ずや達成しなければならない。

よって、国においては、2050年カーボンニュートラル実現に向け、次期エネルギー基本計画を策定するにあたり、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 あらゆるポテンシャルを活用した再生可能エネルギーの研究、開発支援、導入を進めるとともに、計画の着実な実行のために中長期にわたる予算措置を大胆かつ計画的に実施する新たな仕組みを検討すること。
- 2 次期エネルギー基本計画の策定に当たっては、電力の安定供給、エネルギーミックスを十分検討の上、再生可能エネルギーの可能性に関して幅広い有識者による議論とともに多くの国民の声を取り入れること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

|   |   |   |   |   |     |   |
|---|---|---|---|---|-----|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } 様 |   |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 |     |   |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 |     | 臣 |
| 財 | 務 |   | 大 | 臣 |     |   |
| 経 | 済 | 産 | 業 | 大 |     | 臣 |
| 環 | 境 |   | 大 | 臣 |     |   |

原案可決

議第26号議案

## 国産ワクチン・治療薬等の製造拠点の県内誘致を求める決議

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や新たな感染症の拡大懸念等により、ワクチンの需要は高まるばかりだが、現在のように、全量を海外の製薬会社に依存する状況は、安全保障上のリスクともいえる。他国の事情に左右されることなく、国民に対して早期かつ着実にワクチンを供給することを確保するため、また、国内での感染を早期のうちに封じるワクチンを迅速に供給するためにも、日本国内におけるワクチン開発・生産体制の整備は最重要課題である。

こうした中、国は、本年6月、国家戦略として「ワクチン開発・生産体制強化戦略」を閣議決定した。同戦略では、ワクチンの迅速な開発・供給を可能にする体制の構築のために必要な政策として、ワクチン製造拠点の整備やワクチン開発・製造産業の育成・振興などを挙げている。

今般、諸外国で開発されたワクチンの多くは、新技術を用いたいわゆるバイオ医薬品であるが、このバイオ医薬品の工場は多額の設備投資を必要とすることから、ワクチン製造のために投資をしても感染症収束後には余剰設備となりうる。そのため、国は、企業の投資リスクを軽減するために、措置済みの大規模ワクチン製造設備では、平時のワクチン以外の医薬品生産を可能とするために必要な施設改修の支援を実施するとしている。さらに、有事におけるワクチン供給能力の確保に必要な範囲で、新設するバイオ医薬品製造設備については、有事にワクチン製造に転用するデュアルユース設備を構築し、平常時からの技術・人材等の確保を行うことが考えられるとしている。

医薬品製造業の生産額は全国第1位、医療機器製造業の生産額も全国第5位と医療関連産業が集積しており、東日本の交通の要衝である本県は、国産ワクチンの製造拠点としてふさわしい。

よって、本県議会は、県に対し、国におけるワクチン製造拠点の整備事業に関し、ワクチン・治療薬等の製造拠点を本県に誘致するとともに、既存のワクチン製造事業所への支援を拡充するなど、本事業に係る確実な実行を強く求める。

以上、決議する。

令和3年7月2日

埼玉県議会

原案可決

#### 議第27号議案

### 選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議の推進を求める意見書

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入に関し、平成8年2月に国の法制審議会が答申を出してから四半世紀が経過した。近年、結婚前の姓で社会的信用や実績などを築く期間が長くなっていることから、結婚に伴う改姓により社会的不利益・不都合や精神的苦痛を被る事例が更に増加している。

平成30年3月の衆議院法務委員会において、法務省民事局長が、夫婦同姓制を採用している国は日本以外にはない旨を答弁し、また本年4月の同委員会において、法務大臣が、仮に選択的夫婦別姓制度が導入された場合でも、戸籍の機能や重要性は変わらない旨を答弁している。

更に、本年6月23日に示された最高裁判所決定では6年前の判決同様に、夫婦の氏についての制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と示している。

そこで、国の基本である戸籍制度を堅持しつつ、選択的夫婦別姓制度に関し、その意義や必要性並びに家族生活及び社会生活への影響について、社会に開かれた形で議論を進めていく必要がある。

よって、国においては、近年における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた国会審議を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
男女共同参画担当大臣

様

原案可決

#### 議第28号議案

### 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議等を求める意見書

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国

際社会は深く憂慮している。

国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年9月、中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容され「再教育」が行われていることなどについて、「切実な懸念」を表明した。

我が国は、大使館員が現地に出張した際などの実態調査をはじめ各方面からの情報把握に努めてきた。また、令和2年11月に王毅国務委員兼外交部長が来日した際も含め、中国政府が透明性のある説明をするようあらゆるレベルで働きかけている。さらに、本年1月、外務大臣が国連人権理事会において、深刻な懸念を表明するとともに、中国に対して具体的行動を強く求めた。

一方、米国は、本年1月に、新疆ウイグル自治区における人権状況を「ジェノサイド（集団殺害）」と判断し、続いて、3月には、米国、EU、英国、カナダは新疆ウイグル自治区の人権侵害を理由に制裁措置を発表した。

G7（先進7か国首脳会議）構成国の中では日本だけが中国の人権侵害に対する対応に問題を残すこととなる。

よって、国においては、更なる徹底調査を実施し、各種問題があった場合は、抗議や即時是正等を求めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会 議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣

様

原案可決

議第29号議案

## こども庁創設に関する意見書

子供に関する諸施策を一元的に担う「こども庁」の創設に向けた議論が進んでいる。

こども庁創設における議論では、子供関係の施策の所管官庁が内閣府、文部科学省、厚生労働省などにまたがっている縦割り行政の弊害を取り除くことに注目が集まっているが、国が取り組むべき課題は、他にもいくつか挙げられる。

第一の課題は、子育てや教育分野の財源確保である。経済協力開発機構（OECD）によれば、日本の家族関係支出といった比較的若い世代に向けた支出は対GDP比（2017年度）で1.58%にすぎず、英国やフランスなど他の先進諸国と比較して半分程度の低い水準となっている。

第二の課題は、子供の貧困の克服である。令和元年国民生活基礎調査によれば、相対的貧困率は15.4%であり、特に現役のひとり親世帯の貧困率は48%とOECDの中で最も高い水準となっている。

また、国の平成30年度の推計によれば、3歳から5歳のうち貧困、親の精神疾患、子供の発達障害などの理由により、保育園にも幼稚園にも通っていない子供は約9.5万人いるとされている。

子供の貧困を解消し、全ての子供が教育などの必要なサービスを楽しむことは、成人後の就業率の高まりや所得増加につながり、社会全体に大きな利益をもたらすことが十分に期待される。

令和元年10月からは、改正子ども・子育て支援法の施行により、生活保護世帯なども含め幼児教育の無償化が実施されているが、それだけでは必要な幼児教育は届けられていない。そこで、現状、通園できていない幼児は誰もが保育園又は幼稚園に通園できるような踏み込んだ施策が必要である。

よって、国においては、子供・子育て分野における課題を解決するため、こども庁の創設とともに下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 こども庁に強い権限を付与し、縦割り行政でなく、子供関連予算の一元的策定と確保を図ること。
- 2 子供関係の予算を他の先進諸国並みに大幅に拡充すること。
- 3 現状、通園できていない幼児も含め誰もが保育園又は幼稚園に通園できるような仕組みを設けること。
- 4 地方自治体の子供・子育て分野に関する政策を充実させるため、財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
少子化対策担当大臣

様

原案可決

#### 議第30号議案

### 新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として続いており、本県におけるまん延防止等重点措置が本年7月11日まで延長となっている。

収束のためには希望者へのワクチン接種を1日でも早く完了させなくてはならない。しかし、7月以降に地方自治体に供給されるファイザー社製のワクチンは大幅に減少する見通しとなっており、モデルナ社製ワクチンについても、調整のため大規模集団接種や職域接種の申請受付が一時休止となっている。今後のワクチン供給の量やスケジュールが明らかになれば地方自治体としてもワクチン接種を進めにくくなる。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が間近に迫っているが、選手や観客の移動等による新規陽性者の発生から、医療機関をひっ迫させることのないよう可能な限りの感染対策を講じる必要がある。そのような中、事前合宿のために来日した選手団の中に陽性者が確認されたことや、開会式の参加人数も観客数上限の1万人とは別に大会関係者ら約1万人の入場が予定されているとの報道もあるなど、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大することへの不安が根強く存在する。

さらに、デルタ株をはじめ、海外からの変異株が猛威を振るっている。その対策としては水際対策

が特に重要であるが、国が海外からの入国者に毎日求めている位置情報の報告について、6月14日までの1週間では1日平均で約4,000人が「応答なし」であったとの報道もなされている。14日間の隔離や公共交通機関不使用などの措置は入国者が自主的に行うものであり、徹底されていない恐れがあることから、水際対策の実効性を上げるには更なる対策強化が必要である。

よって、国においては、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 地方自治体において、一日でも早く、一人でも多くの国民にワクチンを接種するために、早急に、今後の詳細なワクチン供給の量やスケジュールを明らかにすること。
  - 2 現在のワクチン接種能力を最大限に活用するために、市町村が希望する量のワクチンを適時適切に配分するとともに、地方自治体の大規模接種会場に対して最優先で配分すること。
  - 3 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に当たっては万全の感染対策を講じること。
  - 4 さらなる水際対策の徹底強化を図ること。
  - 5 AI・デジタル（マイナンバー）等の先端技術を用いて、ワクチン接種等の効率化を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
外務大臣  
厚生労働大臣  
マイナンバー制度担当大臣  
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣

様

原案可決

#### 議第31号議案

### 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与や校内の高速ネットワーク整備が進められている。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしている。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっているところである。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要がある、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

加えて、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されている。そこで、各地方自治体において、Society5.0時代を生きる子供たちにふさわしい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の実現に向けて取り組んでいくべきである。

よって、国においては、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

#### 記

- 1 情報端末の利活用や個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修の在り方について検討を進めること。
- 2 システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実・確保とその在り方について検討を進めること。
- 3 様々な社会の情報端末、デジタル教科書、個人認証システムの互換性を確保するための規格の統一について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月2日

埼玉県議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣

} 様

原案可決

議第32号議案

### 議員派遣の中止について

令和3年7月2日

令和2年2月定例会で議決した埼玉県議会「埼玉県・オハイオ州姉妹提携30周年」親善訪問団に係る議員派遣を中止する。

原案可決

# 請願の審査結果

令和3年6月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

| 委員会名                                                                           | 継続分 | 新規分    | 合計     | 審査結果 |      |         |        |     |      |    |      |        | 摘要 |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|--------|------|------|---------|--------|-----|------|----|------|--------|----|
|                                                                                |     |        |        | 採択   | 趣旨採択 | 執行部への送付 |        | 不採択 | 継続審査 | 返戻 | 審議未了 | 合計     |    |
|                                                                                |     |        |        |      |      | (要)     | (否)    |     |      |    |      |        |    |
| 議会運営<br>企画財政<br>総務県民生活<br>環境農林<br>福祉保健医療<br>産業労働企業<br>県土都市整備<br>文教<br>警察危機管理防災 |     | 2<br>1 | 2<br>1 | 1    | 1    |         | 1<br>1 | 1   |      |    |      | 2<br>1 |    |
| 合計                                                                             |     | 3      | 3      | 1    | 1    |         | 2      | 1   |      |    |      | 3      |    |

## 総務県民生活委員会 (新規分)

| 議請番号 | 件名                                        | 請願者       | 審査結果 |
|------|-------------------------------------------|-----------|------|
| 1    | 東京オリンピック・パラリンピックの「中止」「延期」を求める意見書の提出を求める請願 | 個人 ほか257人 | 不採択  |
| 3    | 選択的夫婦別姓制度についての意見書を国に提出することを要望する請願         | 個人 ほか3人   | 採択   |

## 環境農林委員会 (新規分)

| 議請番号 | 件名                                                                       | 請願者                            | 審査結果 |
|------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|------|
| 2    | カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの比率を一層高める2030年エネルギー基本計画の改定をされるよう、国への意見書提出を求める請願 | 生活クラブ生活協同組合<br>理事長 木下 美由紀 ほか7人 | 趣旨採択 |



## 陳情受付状況

| 番号 | 受付年月日  | 件名                                     | 陳情者                                                               |
|----|--------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 7  | 3.2.24 | 令和3年度春夏祭り等開催における嘆願書                    | 鴻巣市人形3-2-19<br>鴻巣敬神会露商組合<br>組合長 白井 一郎<br>ほか1団体                    |
| 8  | 3.3.3  | 集団ストーカー犯罪の啓蒙活動に関する陳情書                  | 個人                                                                |
| 9  | 3.3.3  | 集団ストーカー犯罪の啓蒙活動に関する陳情書                  | 個人                                                                |
| 10 | 3.3.3  | 集団ストーカー犯罪の啓蒙活動に関する陳情書                  | 個人                                                                |
| 11 | 3.3.30 | 秩序ある都市開発と規制に関する条例制定                    | 個人                                                                |
| 12 | 3.4.12 | 厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化の意見書を提出することに関する陳情 | 愛知県安城市百石町2丁目17の6<br>社会の歪を鋭く追及 政策提言する<br>世直し集団 一輪のバラの会<br>代表 加藤 克助 |
| 13 | 3.4.19 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に賛成する意見書の提出に関する陳情         | 個人                                                                |
| 14 | 3.5.14 | 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める陳情書          | さいたま市大宮区高鼻町1丁目447番地1<br>神道政治連盟埼玉県本部長<br>高麗 文康                     |
| 15 | 3.5.25 | 県内農産物と地域経済、消費者の食を守る条例制定を求める陳情書         | 上尾市平方領々家547<br>広範な国民連合埼玉 世話人会<br>陳情代表世話人 上尾市議会議員<br>秋山かほる         |
| 16 | 3.6.14 | 新型コロナワクチン接種の治験について                     | 個人                                                                |
| 17 | 3.6.14 | 子どものマスク着用自由化について                       | 個人                                                                |

# 閉会中における特定事件一覧表

(令和3年6月定例会)

## (議会運営委員会)

- 1 9月定例会会期予定について
- 2 9月定例会の質疑質問について
- 3 議会に関する条例、規則に関することについて
- 4 特別委員会の設置及び変更に関することについて
- 5 委員の選任及び所属変更に関することについて
- 6 執行機関の附属機関等の委員の推薦について
- 7 報道機関の取材に関することについて
- 8 その他議会運営に関することについて

## (企画財政委員会)

- 1 県行政の総合的企画及び調整について
- 2 歳入の確保について
- 3 行政改革の総合的な推進について
- 4 行政組織及び定数管理について
- 5 情報化の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 市町村行財政の充実について
- 8 地域の総合的な整備の推進について
- 9 土地及び水政策の総合的な推進について
- 10 交通政策の推進について
- 11 公金の出納・保管状況について

## (総務県民生活委員会)

- 1 職員の待遇改善について
- 2 情報公開制度の施行状況について
- 3 政治倫理について
- 4 私学の振興について
- 5 県税に関することについて
- 6 県有財産の管理状況について
- 7 入札・契約制度について
- 8 県営競技事業の施行状況について
- 9 広聴広報について
- 10 NPO活動及びコミュニティ活動の推進について
- 11 人権施策の推進について

- 12 県民文化の推進について
- 13 国際交流の推進について
- 14 青少年対策について
- 15 スポーツの振興について
- 16 男女共同参画の推進について
- 17 消費生活の安定・向上について
- 18 交通安全対策について
- 19 防犯のまちづくりの推進について

## (環境農林委員会)

- 1 環境保全対策の推進について
- 2 廃棄物対策について
- 3 自然の保護及び緑化対策について
- 4 地球環境の保全の推進について
- 5 農林水産業の振興について
- 6 農林水産物の価格安定及び流通機構の整備について
- 7 農林水産物の品質及び安全性の確保について
- 8 農林災害対策について
- 9 農村の生活環境の整備について
- 10 農林水産業関係団体の指導について
- 11 試験研究機関の整備について

## (福祉保健医療委員会)

- 1 社会福祉施設の整備拡充について
- 2 社会保障制度の充実について
- 3 児童福祉の推進について
- 4 高齢者福祉の推進について
- 5 障害者福祉の推進について
- 6 健康の保持・増進体制の充実について
- 7 疾病の予防・治療対策の推進について
- 8 地域医療体制の整備拡充について
- 9 環境衛生・食品衛生の推進について
- 10 医薬品などの安全対策の推進について

(産業労働企業委員会)

- 1 労働条件の向上及び労働福祉施策の充実について
- 2 労使関係の安定確立対策について
- 3 職業能力開発体制の整備拡充について
- 4 雇用対策の推進について
- 5 商工業の振興について
- 6 中小企業金融対策について
- 7 産地産業の振興について
- 8 観光資源の利用促進について
- 9 商工関係団体の指導について
- 10 試験研究機関の整備について
- 11 科学技術の振興について
- 12 工業用水道事業の実施状況について
- 13 水道用水供給事業の実施状況について
- 14 地域整備事業の実施状況について

(県土都市整備委員会)

- 1 道路事業の推進について
- 2 河川事業の推進について
- 3 ダム及び砂防事業の推進について
- 4 公共用地の取得及び管理について
- 5 建設工事の管理について
- 6 都市計画行政の推進について
- 7 公園の整備及び管理について
- 8 土地取引の適正化について
- 9 建築行政の推進について
- 10 住宅行政の推進について
- 11 営繕事業の実施状況について
- 12 さいたま新都心の整備について
- 13 下水道の整備及び管理について

(文教委員会)

- 1 義務教育の充実について
- 2 高等学校教育の充実について
- 3 特別支援教育の充実について
- 4 生涯学習の推進について
- 5 学校保健教育・体育の充実について
- 6 文化の振興と文化財の保護について
- 7 人権を尊重する教育の推進について
- 8 国際理解教育の推進について
- 9 情報教育の推進について

10 環境教育の推進について

(警察危機管理防災委員会)

- 1 警察行政の総合的企画及び調整について
- 2 警察官定員の増加と待遇改善について
- 3 警察施設の整備と管理運営について
- 4 生活安全活動体制の充実について
- 5 地域活動体制の充実について
- 6 刑事警察の強化について
- 7 交通安全施設の整備及び交通指導取締りについて
- 8 消防及び防災の強化について
- 9 危機管理の強化について

# 議 会 日 誌

## (本会議・委員会等)

| 月 日          | 件 名                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------|
| 3月29日        | 議 会 運 営 委 員 会                                                 |
| 4月1日         | 4 月 臨 時 会                                                     |
| 16日          | 正 副 委 員 長 会 議<br>議 会 運 営 委 員 会                                |
| 19日          | 4 月 臨 時 会                                                     |
| 21日          | 初 顔 合 わ せ (福 祉 保 健 医 療)<br>〃 (産 業 労 働 企 業)<br>〃 (県 土 都 市 整 備) |
| 22日          | 初 顔 合 わ せ (環 境 農 林)<br>〃 (警 察 危 機 管 理 防 災)                    |
| 23日          | 初 顔 合 わ せ (企 画 財 政)<br>〃 (総 務 県 民 生 活)<br>〃 (文 教)             |
| 26日          | 議 会 運 営 委 員 会                                                 |
| 27日          | 4 月 臨 時 会                                                     |
| 5月10日        | 議 会 運 営 委 員 会                                                 |
| 11日          | 5 月 臨 時 会                                                     |
| 28日          | 議 会 運 営 委 員 会                                                 |
| 31日          | 5 月 臨 時 会                                                     |
| 6月7日         | 議 会 運 営 委 員 会                                                 |
| 14日<br>～7月2日 | 6 月 定 例 会                                                     |

## (その他)

| 月 日   | 場 所           | 件 名                           |
|-------|---------------|-------------------------------|
| 4月28日 | 東京都<br>(書面開催) | 13都道府県議会議長会会議                 |
| 5月11日 | 埼玉県<br>(書面開催) | 関東甲信越1都9県議会議長<br>会会議          |
| 5月20日 | オンライン<br>開催   | 都道府県議会デジタル化推進本<br>部・専門委員会合同会議 |

## 請願は私たちの 権利です

請願は、国や県や市町村に私たちの声を反映させるための制度で、憲法上全ての人に保障されている権利です。

県議会議員の紹介があれば、県議会に請願をすることができます。議会開会日までに提出されたものは、その議会で審議し、その後に提出されたものは、次の議会で扱います。

紹介をお願いしようとする議員には、お早めに御相談ください。

詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)

## 本会議を 傍聴しませんか

本会議は、いつでも、誰でも傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、議事堂4階の傍聴者受付で傍聴券を受け取り、入場してください。

傍聴席は現在216席あり、うち31席は車椅子の方も傍聴いただけるよう移動式となっています。



詳しくは、埼玉県議会事務局議事課へ  
(直通 048-830-6238)  
又は埼玉県議会ホームページ「傍聴のご案内」へ

## 第17回埼玉県議会フォトコンテストの作品募集中！

埼玉県議会では、県民の皆さまに県議会をより身近で、親しみのあるものとしていただくために、「埼玉県議会フォトコンテスト」を平成18年から実施しています。

どなたでも応募できます。また、複数の応募も可能です。

### 応募上のご注意

- \* 埼玉県内で撮影された未発表のもの
- \* 平成31年1月1日以降に撮影されたもの
- \* 合成写真、組写真は不可
- \* カラー写真（セピアなどは不可）

### テーマ

|      | 一般写真部門     | モバイル写真部門 |
|------|------------|----------|
| テーマA | 埼玉の「四季」    |          |
| テーマB | 自由(フリーテーマ) | 埼玉の「感動」  |

締め切り  
(必着)  
11月10日(水)  
17:00

### 部門・応募方法

一般写真部門…A4または  
四つ切り(ワイド可)

チラシ裏面の応募用紙(コピー可)を作品の裏に貼付した上で、下記へ郵送していただくか、直接お持ちください。

チラシは県議会事務局や各市町村などで配布しているほか、ホームページからのダウンロードも可能です。

《送付先》

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県議会事務局政策調査課 広報担当

モバイル写真部門…スマートフォンで撮影された  
データ(JPEG、2~5メガ程度)

以下の通り入力し、応募作品を添付して送信してください。

|    |                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------|
| 宛先 | s-gikai@bz04.plala.or.jp                                                 |
| 件名 | 県議会フォトコンテスト応募                                                            |
| 本文 | 氏名<br>郵便番号・住所<br>電話番号<br>年齢・職業<br>作品名・テーマ(AまたはB)<br>撮影年月日・撮影場所<br>被写体の了承 |



県議会ホームページ

### 〈表紙写真〉

「第16回埼玉県議会フォトコンテスト」入選

タイトル「僕へのプレゼント」  
さいたま市 小林 直治 さん撮影  
撮影場所 さいたま市



昨年度実施した第16回フォトコンテストには、1,276点のご応募があり、審査の結果、「埼玉県議会議長賞」など、26点の入賞作品を決定いたしました。

入賞作品は、埼玉県議会ホームページの「埼玉県議会フォトギャラリー」で御覧いただけます。



埼玉県のマスコット 埼玉県のマスコット  
「コバトン」 「さいたまっち」